

○議長 知念富信君 ただいまから令和2年第2回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時15分）

○議長 知念富信君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 金城好春議員、10番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和2年第1回定例会の後から本日までの諸般の報告は、お手元に配付されているとおりであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、毎年予定されております各種定例会や会議等が中止になりました。開催され参加をした会議等については、事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位で後ほどご一読くださいますようお願いいたします。

次に、2ページ以降に南部水道企業団議会、東部消防組合議会、南部広域市町村圏事務

組合議会、南部広域行政組合議会の各一部事務組合の議会のほうから定例会及び臨時会の報告書が提出されております。

また、町監査委員から令和2年例月現金出納検査結果の2月、3月、4月分の報告書が提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思います。

次に、令和2年第1回定例会以降に受理しました陳情第4号から第7号までの陳情4件は、6月4日に配付しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたが、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは、私のほうから町政一般報告をさせていただきたいと思います。1ページをお開きください。

初めに総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして、5月25日に（株）シビルエンジニアリング様、6月5日に大城新正様よりご寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。また、複数の企業や個人からマスクや消毒液の寄贈がございました。内訳としましては、マスクを光文堂コミュニケーションズ株式会社様より1,000枚、有限会社新京建設様より500枚、鈴繁工業沖縄営業所様より300枚、久田病院様より100枚、株式会社YUKAZE様より1万枚、南風原小学校6年生の古殿青波さんより手作りの布マスク20枚の寄贈がありました。頂いたマスクは、町内の高齢者へ1,000枚、町内各小中学校及び幼稚園へ6,000枚、保育所および児童館へ500枚、ゴミ回収業者へ800枚配布しております。また、美容室ビューラボ様より次亜塩素酸水50リットル、合資会社協和様より消毒液500リットルの寄贈があり、南風原町商工会、小中学校、学童、幼稚園、保育所への配布と、役場庁舎内の消毒作業にも使用させていただいております。多くの皆様からのご厚意に対し感謝申し上げます。庁舎内のコロナウイルス感染症対策としまして、各課窓口へのビニールカーテンやアクリル板のつい立て、出入り口へのアルコール消毒液の設置とカウンターやお客様用椅子の消毒を継続して取り組んでおります。また、4月20日付「沖縄県緊急事態宣言」において一人ひとりの接触機会を減らすため活動を5分の1にする「みんなで未来を変えよう！沖縄5分の1アクション」の発出を受け、4月22日から5月14日の間、職員の勤務を2班体制による交替制勤務を実施いたしました。新型コロナウイルスに関する情報につきまして町ホームページやLINEを活用し隨時発信しております。また、防災無線により外出自粛とマスク・手洗い等の徹底を呼びかけました。まだまだ予断を許さない状況にありますので、今後とも感染拡大防止の取組に対し、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。6月7日に沖縄県議会議員一般選挙を行いました。有権者数3万3人に対し投票者数1万3,349人、投票率44.49%で前回より4.

57%減の結果となりました。選挙におきましても感染症対策として、入り口への消毒液の設置、記載台の定期的な消毒、使い捨て鉛筆の使用、ソーシャルディスタンスの確保などを実施しました。また、事務従事者においてもフェイスシールド、マスクや手袋の着用を行うなど、細心の注意を払い実施いたしました。

次に企画財政課関係について申し上げます。特別定額給付金事業について、オンライン申請受付を5月1日より、郵送申請受付を15日から開始しました。28日に1回目の口座振込給付を行い、来る6月11日には3回目の振込給付を予定しています。なお、3回目の振込給付により、給付件数1万2,879件、給付額33億8,550万円で給付率81.6%を見込んでいます。今後は、未申請者を対象にアウトリーチを行い、給付を希望しない方を除く全ての町民へ給付できるよう取り組んでまいります。令和2年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を6月2日に発刊し、町ホームページで公開しております。町民の皆様にご覧いただき、町政に対する関心とご提案がいただければ幸いに存じます。

次に税務課関係について申し上げます。令和2年度課税分の町県民税申告受付を2月10日から3月16日まで町民ホールで実施し、3,413件の申告を受け付けました。今回から申告会場を町民ホールに一本化し「長時間待たせない、早い申告」の実施に向けて、税務課全員体制で取り組みました。申告者からは、「去年より早くなつた」、「待ち時間が短くなつた」などの声がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は1年間、町税の納付を猶予する徴収猶予の特例制度について、町ホームページ、チラシ、LINE等を活用し周知しております。

次に民生部こども課関係について申し上げます。令和2年度の認可保育園等の4月入園決定者数は1,923人、待機児童数は194人です。また新設2園の保育園整備事業は、8月からの園児受入れに向けて取り組んでおります。令和2年3月以降、保育所等や学童クラブを利用する保護者に対して、新型コロナウイルス感染防止の観点から、家庭保育への協力依頼並びに医療従事者等やひとり親家庭に限定した保育の受入れを実施しました。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出される中、保育所等、学童クラブが、感染防止に留意しつつ、開所を継続したこと、また保護者の皆様には家庭保育の協力をいただいたことに感謝申し上げます。

次に保健福祉課関係について申し上げます。休止をしていました高齢者及び障がい者を対象とした事業については、緊急事態措置の解除を受け、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び県の「新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針を踏まえ、感染防止対策を徹底することを確認できた事業から順次再開をしました。

次に国保年金課関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減り、納税が困難な方に対しては、国民健康保険税の減免制度及び納税の猶予制度について町ホームページ、チラシ、LINE等を活用し周知しております。健診関係では延期しておりました母子保健事業は6月4日から再開し、集団健診については6月30日から実施してまいります。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。住宅リフォーム支援事業の申請受付を5月18日から開始しました。また、例年5月開催の南風原町商工会主催公共事業執行計画等説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、工事及び委託業務の発注予定及び概要等資料を主催者へ提供しました。都市計画マスタープラン策定

業務は、全体構想（素案）の作成中であり、7月中旬に議員の皆さんとの意見交換会を予定しています。南風原南ＩＣ周辺照屋地区においては、土地区画整理事業化に向け事業化検討パートナーの公募を行っており、5月13日に応募者への説明会を開催しました。また、令和元年度に完成した工事で特に優秀な建設工事成績を納めた北丘小学校西側避難通路整備工事建設工事共同企業体、代表者（有）仲土建、構成員（有）琉創建設、（有）新里産業及び（株）仲里建設をその業績をたたえ6月4日に表彰いたしました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。街路事業の津嘉山中央線について、契約繰越で進めていました工事1件が6月8日、用地1件が5月18日、物件1件が5月19日に完了しました。残りの用地2件、物件2件については、9月末完了を予定しています。道路事業の町道10号線は、契約繰越で進めています用地2件、物件3件について9月末完了を予定しております。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業では、造成工事1件が3月10日、出来形確認測量委託業務と磁気探査業務が3月19日に、仮換地修正業務が3月27日に完了しました。繰越明許費で造成工事1件を5月14日に契約し繰越明許費については、ほぼ執行しております。また、令和2年第1回南風原町議会臨時議会で可決しました議案第1号和解及び損害賠償額の決定により、相手方への和解金及び弁護士報酬金の支払を3月19日に行いました。下水道事業では、繰越明許費で照屋地内の雨水幹線工事と磁気探査業務を3月27日に契約、同じく照屋地内の物件調査の契約を5月18日に行いました。また、残りの繰越明許費については、照屋地内の雨水幹線工事及び磁気探査業務、津嘉山地内の雨水管布設工事を7月末契約に向けて取り組んでいます。農業集落排水事業では、神里地区汚水処理場の機器修理工事が3月19日に完了しました。下水道使用料について、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等で一時的に下水道使用料の支払が困難となった方を対象に、4月請求分より最大6か月分の納付期限を最長4か月猶予を行っています。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係では、例年4月に南風原町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会定期総会、5月にJAおきなわ南風原支店各生産部会（野菜・花卉・果樹生産部会）総会、6月に南風原町普及事業連絡協議会総会が開催されますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議を行い総会開催が自粛されました。商工関係においても、例年5月に南風原町観光協会定期総会、南風原町商工会通常総代会、琉球餅事業協同組合通常総会が開催されますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議を行い総会開催が自粛されております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育関係は、5月に予定していた第28回町シニアスポーツ大会については、共催の町老人クラブ連合会と協議の上新型コロナウイルスの感染症の拡大対策により、当面の間延期としました。また、使用制限とされていた社会体育施設については、学校再開の5月21日に新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿って再開いたしました。令和2年3月の学校臨時休業に伴い、提供できなかつた日数分の学校給食費について、3,482件のうち3,006件の還付を終えております。町体育協会では、4月から6月に行われる夏季大会について、中止とされています。町育英会では、5月25日に役員会を開催しました。その中で新型コロナウイルス感染症等により、家計が急変し就学が困難になった者へ緊急貸与が行えるよう（緊急による貸与条件等）規

約を改正し6月1日から募集広報を行っております。また、国際交流事業のハワイ派遣については、新型コロナウィルスの感染防止等の観点から、熟慮の末、令和2年度については事業中止としました。令和2年度の学資貸与者は新規1名、継続2名となっています。4月23日には瑞泉酒造株式会社様よりご寄附がございました。本町の人材育成のために活用してまいります。

次に学校教育課関係について申し上げます。新型コロナウィルス感染症拡大防止のため4月7日から臨時休校としていた町立小中学校（幼稚園は4月27日から）は、5月21日より感染拡大防止の対策を行なながら通常どおり登校（園）としました。入学式については、時間短縮や規模を縮小するなどの対策を行なながら幼稚園では4月3日、小中学校では5月22日に開催いたしました。今年度の4幼稚園入園児は、21学級496人の入園（うち5歳児361人、4歳児135人）で、新入学児童生徒は小学校が20学級で577人、中学校が14学級で462人です。なお、前年度に比べ新入学生の人数は、幼稚園が28人減、小学校が7人減、中学校は19人の減となっています。

次に生涯学習文化課について申し上げます。新型コロナウィルス感染症の拡大防止対策として陸軍病院壕を4月4日より臨時休壕、中央公民館や文化センターにおいては4月7日より臨時休館としておりましたが、5月21日からコロナウィルス感染症対策ガイドラインに沿って中央公民館と文化センターの再開を行っております。また、海外移住者子弟研修生受入事業につきましては、ブラジルからの受入れを予定をしていましたが、中止することといたしました。休校（園）となり在宅で過ごす子供たちや保護者向けに南風原に伝わる民話の読み聞かせ動画を制作し、町公式動画チャンネルより配信を行いました。今回は、地域学校協働本部コーディネーターの皆さんを中心に、民話4作と英訳版、それらと併せて「竹とんぼ」「おさかなつりゲーム」の作り方を家でも楽しく過ごせるように配信いたしました。

以上を申し上げ、令和2年第2回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。
別紙で3月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。
続きまして、これから議案の上程に入れます。

日程第5. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第5. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）

の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは承認第1号の資料をお願いいたします。専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について、概要を説明いたします。令和2年度の税制改正においては、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（夫）控除の見直し等を行います。また、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずるとしています。その他、地方税法等の改正に合わせ、本町税条例の関連条項の字句や規定の整備を行います。

主な改正内容等について、1. 個人町民税。地方税法において、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、生計を一にする子がいるひとり親について、ひとり親控除を適用します。また、子がいるひとり親が女性の場合について、男性の場合と同じ所得制限を設ける等の改正を行っています。それに伴い、本町税条例の関係条項の字句や規定の整備を行います。施行期日、令和3年1月1日。

2. 固定資産税。人口減少や高齢化の進展に伴い、所有者不明土地や空き家等が全国的に増加しており、公共事業の推進や生活環境面においても様々な課題が生じています。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、①登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している者に対し、必要な事項を申告させることができることとする。②調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、あらかじめ通知した上、現使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。ことなどを規定しています。施行期日、令和2年4月1日。

3. 町たばこ税。軽量な葉巻たばこは、現在「葉巻たばこ」に分類されており、製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算して課税されていますが、製品重量が軽いことから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっています。課税の公平性の観点から、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法へ改正します。ただし、事業者への激変緩和策として、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間は「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税する経過措置を講じています。施行期日、令和2年10月1日。

4. その他。地方税法において、国税における見直しと同様、還付加算金について、市中金利の実情を踏まえ、その割合を引き下げています。現行の特例基準割合は、総務大臣

が告示する「平均貸付割合+1.0%」ですが、「平均貸付割合+0.5%」とし、名称も「特例基準割合」から「還付加算金特例基準割合」に改正しています。それに伴い、本町税条例の関係条項の字句や規定の整備を行います。施行期日、令和3年1月1日。その他として、「平成」から「令和」など改元への対応、関係法律等の改正に伴う条ずれ、字句の修正について、その他所要の整備を行っております。

以上が、承認第1号「専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について」の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは準備されているので使わせていただきたいと思います。本6月定例会ということですが、この間、コロナ自粛に伴って行政運営においても不要不急の状況だったと推測しますし、そのご苦労に感謝をしたいと思います。ただ、この後専決処分が続きますので、基本的なことはまず町長に質疑をして、その後に詳細についても少し質疑させていただきたいと思います。この後、専決処分の承認が続きますが、基本的には様々な条例改正、また補正予算についても、臨時会等を開催して議会に付して決めていくというのが本来の形だと思います。ただ、今回はコロナ期間中の議会を招集するにも通常と違った状況であったと私は推測するわけですけれども、そういう考え方でいいのかどうか。それとも今回の専決処分はコロナとは全く関係ない。この手のものは今後も専決処分でやっていく。そういう考え方なのか。これについて町長、お答えください。

次に個人住民税についてですが、説明資料の中で質疑をしていきたいと思います。まず、ひとり親控除の30万円の適用ということですが、これまで控除がなかったのか。それについて教えてください。また、所得制限についても、これは男性の場合と同じ所得制限となっていますが、これまで女性についてはなかったのか。これまでの状況というのが書かれていないので確認をしたいと思います。

次、説明資料の2ページ、これも前ページから続いて固定資産税についてです。これについても一番上のほうに必要な事項を申告させることができますとか、その次に現使用者を所有者とみなすことができるとなっていますけれども、これまでできなかつたものを改正しているという理解でいいのか。確認です。また、2番については、使用者を所有者とみなすというふうになるんですが、法律上も所有者になるのでしょうか。この辺を教えてください。

次に、たばこ税についても質疑をします。これは軽量な葉巻たばことありますが、私の理解の中では、今まで県産たばことか、何級何級という、たばこでも税率が違うものだったという記憶がありますけれども、どんなたばこが規定されるのか。その辺について教えてください。以上、基本的なところからお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは私のほうからは、専決処分の考え方についてお答えい

いたします。まず、専決処分をした理由、副町長から先ほど説明がありましたが、こちらのほうは毎年、地方税法の改正が3月31日に公布されます。それを受け4月1日から適用しないといけないことから、議会を招集する余裕がないということで、毎年専決処分を行っている条例の提案となっております。ですから今後も、この条例については専決処分を行っていくことを予定しております。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん それでは控除制度について回答をいたします。まず、控除についてですが、現行の寡婦（夫）控除は、子を持つ親が女性で、配偶者と死別もしくは離別している場合、本人の所得が500万円以下であれば控除額は30万円、500万円以上であれば控除額26万円で、子以外の扶養親族がいる女性は、所得額にかかわらず控除額は26万円となっています。子を持つ親が男性の場合、所得が500万円以下の場合のみ寡夫控除26万円となっております。なお、寡婦（夫）については、配偶者と死別もしくは離別している方となりますので、未婚のひとり親はどちらにも入っていなかったということで、今回の改正で婚姻歴の有無とか性別で異なる控除額を一律、所得が500万円以下であれば控除額は30万円、所得が500万円以上の方は、これまで女性は寡婦控除の対象となっていたんですが、男性と同様、寡婦（夫）控除の対象外となる改正を行っております。

続きまして、固定資産税の使用者が所有者になるというところの説明ですが、現在は固定資産の所有者が死亡し相続人が複数いる場合は、相続の手続が完了するまでの間、地方税法第9条の2の規定により、相続人を代表指定届けというのを提出していただいているということです。今回の改正によりまして、この届けを出していただけない場合に、税務課のほうで所有者の戸籍の調査等をいろいろ行っているんですけども、そういう調査に時間を要しているというところで申告する制度を今回規定して、この申告制度が定着すれば所有している方に課税ができるというような見直しとなります。

あと一点、たばこ税についてです。今回改正がある軽量な葉巻たばこというものなんですけども、これが最近300円台の値段の安い、見た目は普通のたばこみたいな感じなんですが、茶色いたばこが販売されておりまして、通称リトルシガーと呼ばれているんですけども、今回このたばこの改正となっております。以上です。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 仁士議員のご質疑の中に、「町長、専決処分についてどう思いますか」というような趣旨のご質疑がございましたが、私といたしましては、原則的に法で定める審議案件といいますか、そういうものにつきましては原則的に議会に提案して審議をしていただくというふうなものと認識いたしております。先ほど総務部長から答弁がありましたが、緊急の場合、あるいは事案が1件しかなくて、6月定例会を控えているとか、そのような諸般の事情で専決処分のほうがいいと。これは制度でございますから、そういう制度も活用しながら、また議会のほうにはしっかりと報告をしていくというふうにやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後に町長に答えていただきましたが、専決処分に対する考え方も聞けて、ありがたいなと思います。今回は異例のコロナ自粛という状況で非常に理解はしておりますので、今回のものが全て前例になって、今後もということにはならないというふうに理解をしたいと思います。引き続き、よろしくお願ひします。

次に個別のものについてですが、まず個人町民税については、大きく考えると控除の枠が広がって負担が少し軽くなったと。こういう見方でいいのか、再度確認をしたいと思います。

次に2点目の固定資産税ですが、少し答弁の中で読み取れなかつたんですが、これは課税に対する改正であつて、所有権がそのまま変わるものではないというふうに聞こえますが、それでよろしいですかということです。

3点目、たばこ税ですが、私も最近のリトルシガーと言われる商品については知りませんでしたので、新たなものができて、これまでの県産たばことかそういうものとは少し分類が違う。もう一個、枠ができたというような理解でよろしいですか。以上、個別のことについて、再度お願ひします。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。まず個人町民税の考え方については、議員のおっしゃるとおり拡充されたと考えております。また、固定資産税についてですが、概要説明の2ページ目の②のほうでも説明しているんですが、現使用者を所有者として課税台帳に登録して固定資産税を課すことができるということで、登記簿とかそういうものではなくて、課税上の観点からの改正ということになります。たばこ税については、新しいたばこが製造されているということです。今までのものと違って、たばこを巻いているものが紙ではなくてたばこの葉で巻いている。それで細くて小さいたばこが新たに出ていまして、その改正ということになります。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 一点だけお伺いします。個人町民税のほうですが、先ほど拡充したことですけれども、寡婦の考え方、婚姻歴の有無に関係なくなるということでは拡充だと思うんです。ただ、男性と同じようにするということで、合計所得金額500万円以下の場合は控除対象になるけれども、それ以上は控除対象にならなくなるということですね。男性と同じになるということですから、500万円以下を設ける改正を行つたと。つまり、これまで寡婦の場合、500万円以上あっても控除を受けられたわけですね。ところが男性と同じにするから500万円で切っちゃつたということになるわけだから、その方に対しては別に拡大ではなくて縮められるというふうになるんですけども、その理解でよろしいかどうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。先ほど仁士議員の質疑に対して拡大ということで回答をしたんですが、議員のおっしゃるとおり、今回の改正で500万円以上の所得がある女性の寡婦の方は、今まで26万円の寡婦控除があったものがなくなるということで、男性と同じように所得の高い方たちについては縮小されるような形になるんですけれども、全体的には未婚のひとり親の方が控除の対象に入ってきたということで、先ほど拡充という表現をしました。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 今の仁士議員と寛諄議員の質疑で、税務課長は、寡婦（夫）のことですとか、お一人でお子さんを育てる場合のことですよね。これは質疑ではなくて注文ですが、委員会に分かりやすい図式でも書いて提出いただけませんか。そのことだけ確認してください。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん 寡夫（夫）控除の資料のほうを作成して提出いたします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時11分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第6. 承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認について

○議長 知念富信君 日程第6. 承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。専決処分については、4月28日に行いました。記、1. 専決処分事項 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号）。2. 専決処分理由 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号）において、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するための必要経費の予算計上であるが、対象者へ迅速かつ的確に給付する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしました。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 賀君 それでは承認第4号の資料をお願いいたします。承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認についての概要を説明いたします。今回、補正予算を専決処分したのは、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による、住民1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業及び児童手当を受給する世帯等に対し、その対象児童1人に対し1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、町民の皆様へ迅速かつ的確に給付する必要があるためです。歳入・歳出をそれぞれ41億2,100万円追加し、補正後の一般会計予算額は178億2,700万円と

なります。

内容については、6ページ以降の事項別明細で説明いたします。一時借入金の最高額の補正は、給付に当たり資金の確保が必要となった場合を想定したものです。

それでは、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。14款2項、国庫補助金41億2,100万円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、特別定額給付金事業の事業費及び事務費補助金で、いずれも補助率10分の10の計上です。

引き続き、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。2款1項、総務管理費40億3,752万3,000円の増は、特別定額給付金事業に係る補正で、18節、特別定額給付金40億350万円は、基準日となる4月27日時点の住民基本台帳人口にて算出した額です。その他の経費については、事業に係る振込手数料や通信運搬費等の事務費の計上です。

3款2項、児童福祉費8,347万7,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補正で、18節、子育て世帯への臨時特別給付金7,676万円は、給付対象者見込みにより算出した額です。その他の経費については、事業に係る振込手数料やシステム改修費等の事務費の計上です。以上が承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきたいと思います。歳出のほうで質疑をします。まず7ページの4月27日の基準日時点での住民基本台帳ということですが、金額で見ると4万35名と読み取れますが、その理解でよろしいでしょうか。また、基準日があるわけですから、その前後の転入転出者もいらっしゃると思いますけれども、その転入転出者に関してもその基準日を境に別の市町村で穴が開かないような仕組みになっているというふうな理解でいいかどうか。

もう一個は、併せて子育て世帯の臨時特別給付金も、8ページの額で見ると7,676名、この人数でいいかどうか。併せて、これに伴う事務費が計上されていますが、歳入のところでは10分の10補助というふうになっていますので、これに関わる追加の事務費についても歳入は国からの交付金で賄われると。そういうことでいいかどうか。以上4点、お願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。住民基本台帳の4月27日時点での人口で4万35人となっておりまして、その人数分の金額となっています。そして、基準日を基に人口が動く際に、転入転出で遡っての転入転出等があった場合は、関係市町村と調整して国民全員に給付できるような体制を取っています。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。歳出7ページ、臨時特別給付金について、

人数の件のご質疑についてですが、予算の積算においては7,676人で積算しております。実際は、4月支給対象者見込みプラス、今回は中学3年生を卒業して高校の人数プラス、公務員の児童手当は通常、公務員の各組織において支給されている児童手当分も、臨時特別給付金においては南風原町が支給するということになっているものですから、南風原町の児童手当の支給対象者に1.1倍を掛けたものを公務員の対象人数として捉えておりまして、その人数を加味した分が7,676人となっております。以上でございます。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 すみません、ちょっと漏れていきました。事務費についても実績として補助率10分の10で国庫補助金がもらえることとなっています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 両方の人数については分かりました。再度、事務費についてですが、今回の補正予算では給付に係る事務費ということで理解していますけれども、それ以外にも給付以外にコロナ関係に関わる事務費というのは、ここには出てこないけどほかには幾つか想定されますし、今後も出てくる可能性はあるというふうに理解しますが、そのような考えで今回は給付事務に関わる事務という理解でよろしいですか。また、今後発生する事務費とか、ほかの部分の事務費は別途手当てされる。そういう理解でいいかどうか。それについてお答えいただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 承認第4号の専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号）に係る補正は、あくまでも先ほど説明した特別定額給付金事業と児童手当受給世帯に給付する臨時特別給付金事業の2つの事業の計上となっております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時21分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 一つ伺います。4月27日時点で住民登録されているところで10万円が支払われると理解しますが、どこかで住所を抜いて、持ったまま4月27日を過ごして、どこにも登録していなかったという方々が全国にいるのではないかと思うんですが、そういう方々はどのようにして給付されているか。そういう方々の対応はどのようにされますか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時23分）

再開（午前11時23分）

○議長 知念富信君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 長い間どこにも住民登録されていない方というのが何人かいらっしゃいます。実際、今住んでいるところでの支給になりますので、そういう方たちは新しく住民登録を設定しないといけませんので、その説明をして本籍地から附票とか、前の市町村から除票をもらって、新しく住所を設定して、それで新しいところで支給手続をされているというケースは何件かありました。南風原町ではありません。南風原町で新しく住民登録をされたというケースはありません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今の住民環境課長のご説明は、南風原町の場合、先ほど伺ったように、ここに限らず全国どこでも4月27日時点で住民登録をしていなかった方々は、その後、どこかで住民登録すれば10万円の給付申請をすることができるという意味ですか、今のお答えは。南風原町は、その4月27日以後に給付申請をする資格が生じた方はいないという今のお答えだったと思いますが、そのとおりですか。2つ伺っています。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん そのとおりです。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時30分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私、勉強不足でよく理解できないので、もう一度伺いますが、空白はないと今おっしゃいましたが、これは自動的に南風原町から住所、例えば私が4月26日に南風原町から住所を抜いて東京のホテルに行って、東京のホテルで二泊過ごして北海道に移って、4月30日に北海道に住所登録をしたら、これは電子でつながっているんですか。

紙では途切れていますよね。最初の質疑が私はまだ理解できていないんです。空白が生じているのではないかと。4月27日付で住民登録されている国民の皆様、外国人を含めて10万円を給付するというふうに私は理解しているんです。だから27日時点でどこの自治体にも住所登録していなければ、この方はどのようになるのかということがまだ理解できていないので、すみません、もう一度教えてください。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時32分）

○議長 知念富信君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 南風原町から出た場合は、あくまでも予定として出ていきますので、新しいところでいつから住んだという登録をしていただいたら、それが住定日として押さえられています。それなので、空白期間というのではありません。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時32分）

再開（午前11時34分）

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 幾つかお伺いします。まず、これが専決処分になっているということについて、先ほどの仁士議員や寛惇議員の疑問にも関わりますが、基準日を27日にしていますけれども、28日に専決処分をしているわけですよね。専決処分日が基準日の翌日ですね。だから今日まで大分あるわけです。議会を開くいとまや町民に…。その前にまず真っ先に言うことがありました。南風原町の申請受付と支給はとても早い対応だったということで、今全国でもその支給率が2割ぐらいだというふうな報道があつたりしますけれども。そういう中で南風原町は、先ほど町政報告の中であったみたいに、多くの方に既に届いているという点では、役場の皆さん、関係者の皆さんのご苦労に大変感謝を申し上げます。南風原町民としては、非常に誇らしい思いです。要するに、よそよりも随分早いのではないかという点では。そのことを前提としてですが、4月28日に専決処分をしたわけです。だからこれだけ早かったということではあるんですが、専決処分をしたということは基準日が27日で、それ以前に事務的なやり取りを基に予算案を作られたと思うんです。

一次補正の予算は。そうすると、ほかの二次補正でコロナに対する施策は打たれていますけれども、そのときにいろいろな対策も含めて打てなかつたのかなというのが一つあるわけですね。というのは、これは少し後の5月20日時点の琉球新報の資料ですが、多くの市町村でいろいろな施策が打たれています。この10万円とは別に町独自の施策。そういうことからすると、南風原町は他の市町村に比べるとその時点では南部水道企業団の施策しか紹介されていませんでした。そういう中で町民から「ヘーバルー、チャーナトーガ」ということも聞かれておりまして、それとの関係でお聞きします。なぜ専決処分にしたのかということになりますが、こういう枠組み、仕組みということを確認したのがいつなのか。そうであれば議会招集は3日か4日あればいいわけですから、このように専決処分する考え方であれば、当然予算書は出来上がっているわけです。それで専決処分するわけです。予算書が出来上がる仕組みはよくわからないが、その最中に議会を招集するということは議案書は出来上がっていなければいけないけれども、せいぜい3日か4日の差ではないのかと私は思うわけです。一次補正を専決処分するのと議会を持つには、3日、4日あれば。町民の皆さんにはその分、待ってもらうことになるかもしれないが。町長が先ほど仁士議員に答えられた専決処分の考え方からしても、私はそのような判断はどうだったのかと。この点については町長にまず伺います。

それから申請状況や支給状況。先ほど支給状況でしたか、それぞれ報告がありました。その中でマイナンバーカードでも支給できるという2つの方法があって、申請書を郵送して送り返すという方法とオンラインで申請するという二通りあったわけだけれども、マイナンバーカードを持っている方が南風原町で十何パーセントでしたか、その方々の中で暗証番号を覚えていないという方々とか、あるいはマイナンバーカードをこれから作ってでも申請すれば早く届くだろうと思って役場の住民環境課に、「もう私のカードの番号を忘れちゃいましたので教えてください」、あるいは「再設定してください」、あるいはこれからカードを申請する。こういう方々が集まつたと聞いております。この辺がどういう実態であったのか。数字も含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから手書きで書いて郵送する様式の問題ですが、この中に希望しないというチェック欄がありました。これは思い出すのも嫌なんですが、国の財務大臣が「欲しい人は手を挙げろ」というふうな発言をして批判されましたけれども、あたかも自分の金のごとくやって叱られましたけれども、希望しない人はそもそも申請しないです。ですから、国から示された様式が多分あろうかと思いますが、それにこだわったのかはなぜか。私、一度相談されまして、外国の青年でした。「ここも書いていいんですか」と聞かれたんです。「ここは何も書いちやだめだよ」と教えましたけれども、間違って書く人がいる。これについて私は担当課長に伺いましたが、そこにマークがついている人には連絡して意思を確認して、「これは間違って記入したんですね、直しますね」と丁寧にやっていただいているということをお伺いしまして、私は感動しましたけれども、そもそもこういう欄は要らないわけです。私に言わせれば。その点で、これはシステムとの関わりだと言っていましたので、システム改修に要した日数、何日かかったのか。これによって町民に届くのが遅れたりするという話でしたので、では何日そのシステム改修にかかったのか。経費は幾らかかったのか。希望しないという欄を入れないという考え方は検討したのかどうか。これについてまずお聞かせください。

これは先ほど基準日の関係で議論されましたので省きますが、ただ、双方の漏れがないかどうか。住民登録されていれば大丈夫だと。それから、これも町政一般報告でアウトーチをかけるということがございましたが、私の理解は、申請書がどの形でも出ていない人には役場のほうから声をかけるということですかと。こういう意味だろうと今理解していますが、それでいいのかどうか。その場合、方法はどうしようとしているのか。このアウトーチという方法、具体的な手法、これを教えてください。

それから今、南風原町で外国籍の世帯は何世帯で、申請状況はどうなっているか。以上、お答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 私のほうからは、専決処分の理由についてご説明します。まず、専決処分は28日にしました。これはゴールデンウィーク前です。この期間が3日、議会に提案できたのではないかというご質疑ですが、これはシステム改修、申請書の印刷、金融機関との契約、そういうものがあって、これは全市町村あるものですから、早めにしないと3日遅れてずっと後回しになると。封筒の確保もできなくなると。給付が6月中旬とかというふうに言われていました。その3日が非常に大事であったことから、我々内部でも40億円を超える予算について専決していいものだろうかということで悩みました。しかしながら、少しでも早く町民に給付金を届けることが最優先だろうということであります。この3日が非常に大きな日数だったとご理解いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん マイナンバーのオンライン申請が始まるということで、マイナンバー関係の更新とか、暗証番号を忘れたという方たち、連休中に申請して、問合せが連休明けにありましたので、この3日間の集計ですね。5月1日から5月7日、5月8日になります。更新の方が5名、住所変更が6名、暗証番号を忘れたということが14名、以上となります。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。全世帯配布について、アウトーチという件がありましたが、その辺につきましては町の高齢者世帯、独居老人世帯、要支援者世帯等、関係課と協議をしながら、こちらからアウトーチをかけながら、申請を促しながら給付をしていくというふうに考えております。

あと、システムの改修ですが、今回、序のシステムについてシステム改修がありました。このシステム改修で2週間程度かかって、5月15日から申請者の口座の入力等作業ができたということです。ですので、2週間程度、その作業日数がかかりました。

経費については、委託料で354万円、もうろくかかっています。あと、外国人の件です

が、現在、南風原町の基準日において、外国人の給付対象世帯は148世帯。今回、6月11日の見込みとしまして、外国人の給付は125世帯で、給付割合は84.5%を見込んでおります。

○議長 知念富信君 13番 大城 穀議員。

○13番 大城 穀君 どうもありがとうございました。最初の宮平部長の3日間が大変だった。この時間を逃せば封筒も確保できなかつたのではないかとか、それからシステム改修の技術者ですか、これは委託するのか、ちょっと分かりませんが、その確保も危うかつたのではないかと。そのように受け止めたんですが、この辺をもう少し詳しく教えてください。3日間が重要だったというふうに何か今おっしゃっていますが、その中身ですね。

それから、先ほど住民環境課長のほうからは、マイナンバーカード関連に関して幾つか数字を報告してもらいましたが、新たに申請された数もおっしゃいましたか。新たに、この機会にマイナンバーカードを作成するということでの申請も件数、報告はありましたか。ありましたら、そうおっしゃってください。

それと、この制度が決まらなければシステムを作れないわけですよね。このシステムを改修できないわけですよね。そういうのが確定したのがいつでの今の宮平部長の話なのか、もしかしたら同じ質疑かもしれませんけれども、お聞かせください。

4月28日に専決処分、臨時会を開くこととこの議会で報告されると。この関係については、もう少し検証されるべきではないのかと。今言った申請様式の問題とか、金額、あるいは他の議会、全部このように専決処分されているのかなという点では調べてはいないんですが、かつてない金額もありますし、そう思っていますので、もう少し詳しく教えてください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それではお答えいたします。まず、この業務については全市町村が対象となる事業であったと。そうすると、先に契約したところが優先になります。システム改修にせよ、申請書の印刷にせよ。早く契約したところから優先になるということがありまして、我々この時点で確認をしました。例えば申請書の印刷についても。今やらないと5月の18日以降しか納品はできないと。そうすると、18日に納品して、20日頃に郵送します。届く頃になると丸々1週間以上、下手すると2週間以上遅くなります。もうこの時点で見えていました。やはり印刷会社も物理的に対応をする量がありますので、早いところと契約したほうが早くなりますので、遅くして早くすることはできません。そういう情報があったことから、早く契約し早く給付することを最優先に考え、28日に専決処分をしたということあります。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん マイナンバーの申請数ですが、直接役場のほうに申請す

るわけではなくて、やり方をお伝えして、それで本人たちに送ってもらうという方法なので、その数というのはこちらのほうではまだ分かりません。ただ、本人たちが申請された後にJ－LISを通してマイナンバーカードが来ます。それが来るのが今は2か月待ち状態ですので、まだそのときの数字が上がっておりません。ただ、この3日間でマイナンバーカードを以前申請されて交付をされた方は24名です。この方たちは大体1か月半前に申請された方たちです。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 ありがとうございます。感想を含めてですが、確かに全国民に特別に給付するということで、それぞれでシステムを作りなさいということでは、この分も歳入の中に当然入っているわけですよね。それで歳出しているけれども。そうすると、技術を持った人の取り合いになると。また、封筒も取り合いになると。もう少しスマートにというか、スムーズにというか、市町村間、このように取り合いをさせてやるような仕組みというのは非常におかしいなと思って、これは感想ですが。それと私ちょっと聞き漏らしたかもしれません、総務課、企画財政課かな、どっちかな。2つの方法でできるわけだから、オンラインと郵送ね。送り返したものも、皆さんも全部手書きだから、これを読み取り機か何かで読み取るわけではなくて、手作業で恐らく入力するんじゃないですか。それぞれの町民の皆さんのお口座振込をね。また、番号を間違えるわけにもいかない。慎重にやらなければいけない。手作業ですよね。それだからマイナンバーカードが必要、口座情報もひもづけとか何とか言っているんだけど、役場の皆さん、職員の皆さん非常に大変だっただろうなと。それでも南風原町は15日から開始で28日、大変ありがたがられてはいるんだけれども、その辺りは感謝したいと思います。今言いましたオンラインでの申請件数はさっき言いましたか、課長。言っていました、「言いました」という形で言っていただければ結構です。以上についてお願ひします。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。オンライン申請は、現時点です358件あります。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第4号 専決処分（令和2年度南風原町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。暫時休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午後1時00分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第7. 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第7. 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。専決処分については、3月31日に行いました。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日執行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分したものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは承認第2号について、概要をご説明いたします。配付いたしました承認第2号の資料をご覧ください。今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の改正でございます。まず1点目、国民健康保険税の課税限度額の引上げでございます。国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を現行61万円から63万円に改正、及び介護納付金課税分に係る課税限度額を16万円から17万円に改正するものでございます。この表にありますように、改正前の合計額が96万円でございましたが、改正後は99万円、3万円の引上げというふうになります。

2点目の改正でございます。国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引上げです。1つが、5割軽減の減額基準について、被保険者数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げます。例として3人世帯の場合ですが、現行3人世帯で所得117万円以下が5割軽減となりますが、改正後は所得118万5,000円以下から該当するということで軽減を受けられる方が増える、軽減判定所得の拡充ということになります。あと1点が2割軽減の減額基準について、こちらは被保険者数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げるもので、こちらも例として3人世帯の場合、現行ですと186万円以下が対象となります。改正後は189万円以下から2割軽減の対象となるという改正内容でございます。以上が承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 それでは一、二点伺います。改正項目の1番目は最高額が上がるわけですから、町としては増収要因ですよね。2番は逆に減収要因ですよね。それぞれ見込みというものは立てられますか。立てられましたら、それを教えてください。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。1点目であります課税限度額の引上げによって、約166万円の増収、2点目の5割軽減、2割軽減の拡充によりまして、両方で約53万円の減収。差引き113万4,900円が増収という見込みを立てています。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

日程第8. 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第8. 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（令和2年総務省令第25号）が令和2年3月31日に公布された。この省令改正に伴い、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても、同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行いました。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 それでは、承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についての内容を説明いたします。まず5ページの新旧対照表をご覧ください。改め文を読み上げます。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。第7条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

先ほど副町長から説明がありましたように、今回の条例改正は、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和2年3月31日に公布されたことに伴う条例の改正であります。内容は、地域再生法に規定する総務省令で定める焼却設備の新設または増設に要する固定資産税の課税免除または不均一課税の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する改正であります。これが承認第3号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

日程第9. 報告第3号 令和元年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

て

○議長 知念富信君 日程第9. 報告第3号 令和元年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 報告第3号 令和元年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

それでは報告第3号の資料をお願いいたします。令和元年度における一般会計繰越明許費は、2款. 総務費から10款. 教育費まで8件の事業があり、今回繰越手続を取った各事業の限度額の合計1億8,947万9,000円のうち、1億8,810万9,980円が令和2年度へ繰り越した額となっています。また、財源内訳については、既収入特定財源が5万7,646円、末収入特定財源のうち、国県支出金が1億1,940万9,504円、町債が4,880万円、一般財源が1,984万2,830円となっています。

それでは各事業ごとに説明いたします。2款. 総務費は3件の繰り越しです。1項. 総務管理費の交通安全施設整備事業2,000万円は、現在発注に向けて準備中で、令和2年9月末の完了を予定しております。不発弾処理促進事業401万2,000円は、東部消防新庁舎建設工事と並行して磁気探査を実施しており、10月末頃の完了を予定しております。2項. 徴稅費の固定資産税に係る経費114万4,000円は、航空写真撮影業務によるもので4月16日に撮影を完了しており、5月28日に航空写真画像データの納品がされております。今後は、固定資産税システムへのデータ取り込み作業を行い、6月末の完了を予定しております。

8款. 土木費は2件の繰り越しです。2項. 道路橋梁費の町道10号線道路改良事業4,652万750円は、家屋用地物件3件について契約を締結し、移転に向けて地権者と調整中で9月末の完了を予定しております。4項. 都市計画費の津嘉山中央線街路事業3,518万6,130円は、工事については6月8日に完了しております。家屋用地物件3件については、契約を締結しており、1件は5月19日に完了、2件は移転に向けて地権者と調整中で9月末の完了を予定しております。

10款. 教育費は3件の繰り越しです。2項. 小学校費の情報通信ネットワーク環境整備事業4,379万3,200円及び3項. 中学校費の同事業2,469万3,900円は、現在発注に向けての準備中で、令和3年2月末の完了を予定しております。6項. 保健体育費の調理場運営費1,276万円は、給食提供食数の増加に対応するための備品設備等の設置事業で、備品の一部は年度内で納品を完了しております。現在、蒸気回転釜の生産中で8月1日より設置工事を開始する予定で進めており、8月下旬の完了を予定しております。以上が報告第3号

令和元年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。この報告第3号は繰越明許ですが、8件のもので10款の小学校、中学校費のものなどは、去る3月定例会での国の補正予算の記憶がありますけれども、それ以外のものについて、まずいつの予算だったのか。補正予算だったのか。それとも単純に前年度予算で遅れたのかが分からないので、それを教えてください。

また、先ほど言ったように3月補正で年度内というのは難しいというのは理解できますので、どのような経過で繰り越されたのか。それについて教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは、それぞれの8つの事業がありますが、予算計上の時点について説明いたします。交通安全施設整備事業については、こちらは3月補正で国の補助事業を活用して計上しております。2番、小学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業も補正予算で計上しております。また、総務費の不発弾処理促進事業、これは9月補正予算で東部消防の建設事業と絡んで補正をして計上となっております。調理場運営事業、こちらのほうは12月の補正予算で計上しております。それ以外の事業については、当初予算の計上となっております。

繰り越しの理由については、3月定例会で説明しておりますが、それを終えて繰り越ししていますが、我々総務課主管である不発弾処理促進事業については、東部消防の建築工事の事業の進捗に合わせてやることになったため、東部消防の用地とかいろいろ工期、工事が遅れたことによって繰り越したものとなっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今言った交通安全施設整備事業が3月補正ですね。固定資産税に係る経費とか、町道10号線道路改良事業、津嘉山中央線街路事業に関しても、3月で明許繰越しするということが決まっていて説明をされていると、そういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 明許繰り越しは3月の補正予算で計上して、可決されて繰り越したものとなっております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 令和元年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第10. 報告第6号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 知念富信君 日程第10. 報告第6号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第6号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については、6月9日に行っております。

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 相手方 記載のとおりであります。3 事故の概要 令和元年12月10日（火）16時40分頃、障がい支援区分認定調査対象者の自宅へ訪問する際、対象者の自宅場所が確認できず、記載のとおり、当該場所で駐車待機。そこから対象者宅へ向かう際、車両左側にあったゴミ置き場の塀が確認できず、接触。車両左後下部とブロック塀を損傷させたことによるものであります。4 損害賠償額 2万9,370円。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは和解及び損害賠償額の決定についての概要を説明いたします。まず、令和元年12月10日（火）16時40分頃、障がい支援区分認定調査対象者の自宅へ訪問の際、対象者の自宅場所が確認できず、駐車できるスペースにて待機していたところ、利用者が自宅までの道のりを案内するため現場に現れたために、急いで向かおうとした際、左側のごみ箱を囲む塀に気づかず、公用車の左後ろの下のほうを損傷しました。接触した塀の上に載っていたブロックがずれたための賠償となります。損害賠償金が2万9,370円です。以上が概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時23分）

再開（午後1時29分）

○議長 知念富信君 再開します。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第6号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

日程第11. 報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第11. 報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。報告第4号資料をお願いします。報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について概要を説明します。

令和元年度における下水道事業特別会計繰越明許費は、今回繰越手続を取りました浸水対策下水道事業の限度額1億5,927万2,000円のうち、1億312万3,970円が令和2年度へ繰り越した額となっています。財源内訳については、未収入特定財源のうち国県支出金が6,185万6,383円、町債が4,120万円、一般財源6万7,587円となっています。

事業の進捗状況について、照屋地内の雨水幹線工事及び磁気探査業務を3月27日に契約しました。さらに照屋地内の雨水幹線工事と磁気探査業務及び津嘉山地内の雨水管布設工事を7月中旬に契約し、12月末完了を予定しております。以上が報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。

○議長 知念富信君 質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第12. 報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第12. 報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。報告第5号資料をお願いします。報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を説明します。

令和元年度における土地区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回手続を取りました土地区画整理事業基金整備事業の限度額1,515万9,000円のうち、1,515万8,880円が令和2年度へ繰越した額となっています。

財源内訳については、既収入特定財源が1,515万8,880円となっています。

進捗状況について、契約繰越の造成工事1件が6月末の完了予定で、さらに造成工事1件を5月14日に契約し、8月末の完了を予定しております。以上が報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第13. 議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例 南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、南風原町税条例についても改正

をする必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第33号資料をお願いいたします。南風原町税条例の一部を改正する条例の概要説明。改正の趣旨 新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、地方税においても、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとなりました。地方税法等の改正に合わせ、本町税条例も改正するものです。

概要 第1条による改正 施行期日、公布の日。附則第6条は、固定資産税の課税標準について定めた本町税条例第61条において、第8項の課税標準の特例を適用させる規定の読み替規定となります。今回の地方税法改正により法附則第61条新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例と、法附則第62条新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が追加されたことによるものです。

なお、法附則第61条は、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロとする特例措置となります。

また、法附則第62条は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、先端設備等に該当する家屋及び構築物について、課税標準を3年間ゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額とする特例です。

附則第6条の2は、先ほど説明した法附則第62条に規定する町の条例で定める割合をゼロとする規定であります。

附則第11条の2は、軽自動車税の環境性能割について、環境性能の良い軽自動車を令和2年9月30日までに取得した場合は、その環境性能に応じて最大2%の税率から1%軽減する特例措置を令和3年3月31日まで、6か月の期間延長するための改正です。

附則第20条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった方は1年間、担保不要、延滞金なしで町税の納付を猶予する特例措置の手続において、申請書類等に不備があった際、20日を過ぎても再度提出等がなかった場合は、現行の猶予制度と同様に、申請を取り下げたものとみなす規定の追加であります。

第2条による改正 施行期日、令和3年1月1日。附則第6条は、第1条による改正において、法附則第61条及び第62条を加える改正を行っていますが、地方税法の第2条による改正で、法附則第60条の前に2条追加されたことで法附則第61条が法附則第63条に、法附則第62条が法附則第64条に条ずれしたことによる改正です。

附則第6条の2も同様に、地方税法において、法附則第62条が法附則第64条に条ずれしたことによる改正です。

附則第21条は、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した方について、個人住民税においても、寄附金控除を適用するための改正です。なお、対象となるイベント等は主催者が文化庁・スポーツ庁へ申請し決定を受けたもので、所得税の寄附金控除の対象となったものとなります。

附則第22条は、所得税において、住宅ローン控除の適用を受けた方について、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する特例措置の適用期限を令和15年度までとしていたものを、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れたことなどの要件を満たした上で、令和3年12月31日までに入居した場合等は、適用期限を令和16年度とする改正であります。以上が、議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは委員会付託ですので、委員会で説明するものはそのようにお答えいただきたいと思います。まず、コロナウイルス感染症関連での条例改正ですが、この改正について市町村にどれくらい裁量があるのか。パーセンテージとか、比率とかいろいろあると思うんですが、今回の改正は国の基準みたいものがあって、そのとおりの改正になっているのか。それとも何か市町村の裁量がもっと増やせたりとか、額を下げたりとか、そういうことが可能なのかどうかを教えてください。

次に、固定資産税や軽自動車税などは、直接町に入る町税とも関わってくると思いますが、町にとっての減収分ですね、申請に基づくので予定と、どれくらい減ったかというのは予算上分かると思うんですけども、減った分の補?とか、それに伴って国から何らかの措置とか、そういうものがあるのかどうか。それについて教えてください。

次に寄附金控除ですが、これで行くとイベントに対して広告代を払って、それが中止になったら払い戻されると。ただ、コロナのものだから事業者も大変だろうという視点でのものであると思うんですけども、今まではどうだったのか。例えば普通は寄附金が戻ってくるのが前提だと思うんです。中止になったら広告料とかもですね。ただ、物によっては事前準備をしているから寄附金は戻りませんとかあると思うんですね。ただ、これに関しては、戻すことを辞退した人に対して寄附金控除ができるということなので、戻ってきたら当然控除されないわけですね。この違いがよく分からないんです。この請求権を放棄した方に控除を適用する。通常もそうなんじゃないかと思うんですけど、通常どおりやつても放棄とか放棄じゃないとか、そういうことがあるのかどうかというのが分からぬものですから、どういう想定でこういう条例改正になっているのかというのを教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは3点、ご質疑があった件についてお答えいたします。まず1点目、町の裁量はどうかということですが、概要の1ページ目の一番下のほ

うです。附則第6条に規定する町の条例で定める割合は、零とすると。税法の規定では2分の1からゼロの範囲とあります。条例で零とすると。この部分は町の裁量で既定を零としております。また、減収分については、特例交付金として歳入として入ってきます。また、次にチケット等、これはイベントのチケットです。中止になったイベント等のチケットを払い戻しをせずにそのままにしていた人は、これは寄附金としてみなすと。みなすということで寄附をしたのではなくて、払い戻しを受けなかった方に対する対応では、寄附をしたということで寄附金控除を受けることができるという内容になっております。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第14. 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第37号の資料をお願いいたします。議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるため本条例において引用する法律「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正に伴い、法律名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へと改められたことと、必要事項の整備に伴い引用する条項の第6条第2項中、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、前項において「正副2通の弁明書の提出を求めるものとする」と規定されており、その内容を明確にするため「前項の規定に従

って弁明書が提出されたものとみなす」を「正副2通の弁明書の提出があったものとみなす」に改めるものです。

附則この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第15. 議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うにあたり、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。配付いたしました議案第34号の概要資料でご説明いたします。まず、改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、本条例第22条第2項の規定の例外として、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているものについて、遡及して減免の対象とするための改正となっております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例として、減免の申請期限を、改正前の条例では「納期限前7日」となっておりますが、この「納期限前7日」をコロナウイルスの影響の場合に限って、「要綱で定める期限」に改正するものでございます。以上が議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要項で定める期間というのは、皆さん方はいつを想定しているんですか。もういつからというふうに決めているのか。その点、お伺いします。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。今回要項で定めましたのは、令和2年2月2日から令和2年12月28日までの納期限のある国民健康保険税については令和2年12月28日までの申請手続、令和2年12月29日から令和3年3月31日までに納期限がある国民健康保険税については、納期限前7日というふうに要項で定めています。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時54分）

再開（午後1時54分）

○議長 知念富信君 再開します。国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 発言に訂正がございます。すみません。令和2年2月1日からの分は令和元年度の9期目、10期目と令和2年度の1期から6期分までについては令和2年12月28日までに申請手続、令和2年度の7、8、9、10期分につきましては、納期限前7日までに減免の申請手続を行うというふうに要項で定めております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに10期まで支払いはあるんですが、何期から何期までというふうになると。その払う、何期でもいいです。その7日前ということなのか。そういう解釈でよろしいですか。例えば今度、6月は第1期になるんですが、納期は6月30日となると、例えばその7日前までに減免申請すればいいと。7月分の第2期も7日前までに減免申請すればいいというんだったら分かるんですが、1期から6期までというと、6、7、8、9、11月分までは12月に減免申請するのか。だからその辺、支払う期日の何日前と言ったほうがまだ分かりやすいんですけども。そうでなければ、今は6月ですから、7月、8月ぐらいに払うべきものは、例えば今でもいいとか、7日以前に設定するとか、というほうが分かりやすいんだけれども。要するに、町民がやりやすい方向で要項は決めるべきだと思うんです。皆さん方はそれがいいということで作ったんでしょうけれども、私は分かりにくいやうな気がするんですが、その辺はどうですか。もう少し詳しく説明し

てちょうどいい。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 補足して説明いたします。現行の減免では納期限の7日前までの減免申請となっておりまして、今回新型コロナウイルス感染症の影響に限って言えば、この納期限の7日前というのは令和元年9期分、10期分と、令和元年1期から6期までというのが11月末納期限でありまして、今話した期間の国保税につきましては、12月28日まで減免申請ができる。過ぎてもできる。ですから、冬頃に手続をすれば1期目、2期目も該当するということになります。12月29日から3月31日まで、期で言いますと7期目から10期目までの分につきましては納期限の7日前までに減免申請手続が可能と要項で定めています。以上です。

[宮城寛諄議員「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時58分）

再開（午後1時58分）

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 付託が予定されていますので、そこで詳しく質疑しますが、今のは条例の現行第22条の期限の話ですよね。納期限の話ですね。提案理由を見ますと、特に政令とか法律の改正とかに基づくものではないですよね。町の独自の判断で条例を提案しているわけですよね。恐らく標準の、国からこうしたらどうですかみたいなものがあったかも知れませんが、提案理由を見る限りでは、法律改正とか政令のどうのこうのということはないので、南風原町の主体的な判断でこうしたというふうに読み取るわけですが、今のは減免の手続の、もう過ぎてしまったらだめだというものだったけれども、過ぎても大丈夫ですという今の質疑の内容だと理解しました。ここで今わざわざ質疑をしたのは、現行の第22条第2項の話をしているんですが、その前の第1項の第3号、その他特別な事情がある者と。これの具体化だというふうに理解してよろしいでしょうか。それとも別の理由で今の提案をしてもらっているのか。第2項で期限が定められているけれども、これを変えますという提案ですが、その場合、減免の対象となる者を、第1項の第3号で「その他特別の事情がある者」というのがありますので、これをまず適用しようと。コロナに関するものはというふうに私は理解したいと思っているんだが、そういう理解でよろしいかどうか、確認を願います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、今回の条例の提案に当たりましては、4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策についての閣議決定において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うというふうにされました。各保険者においては、条例でコロナウイルス感染症の減免規定を設けることによって、国がその減免分の財政支援をするということになりましたので、その財政支援を受けるためにも、この改正がまず必要であるということでお提案しております。議員おっしゃいますように、これまでも減免の規定はございます。ただ、新型コロナウイルス感染症関連に関しましては、遡って適用させる必要があるという判断の下、この条例改正に至っておりまして、議員おっしゃいますその他の理由という部分での該当というふうには考えておりません。あくまでも今回の条例改正の提案が、新型コロナウイルス感染症に対応する部分であるということでございます。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 今のものは、私が申し上げた第22条第1項第3号ではないという答弁ですね。そうすると、第22条第1項か第2項で適用されないといけないわけですよね。第1項は、「天災その他これに類する災害により」となっていますから、これなのか。あるいは、「世帯内に次のいずれにも該当する」ということで幾つか条件を挙げていますが、そもそも減免を適用するというふうにした根拠、これがどれなのかというのを改めて聞かせてください。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。大変失礼しました。私がちょっと答弁を間違つておりました。その第3号に該当する部分の中で、特に新型コロナウイルス感染症に関しましては遡って適用させるということでございます。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 先ほどの答弁は撤回して、第22条第1項の（3）その他特別の事情がある者を適用して、新型コロナウイルス感染症の影響によって減収した者。先ほど閣議のお話をしていましたが、収入が減った者。この減った割合とか、そういうものなどはここには書いていないですから別個で定めるということだと思うんですが、それはどのようにされますか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 要件等につきましては国が定める基準がございまして、委員会のほうで説明したいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後2時06分）

再開（午後2時17分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第16. 議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国民健康保険の被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われ、労務に服することができない場合について傷病手当金を支給することに関し、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。お手元の議案第35号の資料のところをご覧ください。改正の趣旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の条件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、まず対象者は、国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）。支給対象となる日数が、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。支給額といたし

ましては、対象者の方の1日当たりの支給額というのを算出します。まず直近の3月間の給与収入の合計額を就労日数で割りまして、その額に3分の2を乗ずる。これに支給対象となる日数を掛けた分が支給額というふうになります。適用期間といたしましては、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間でございます。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで延長できるという内容の改正となっております。以上が議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第17. 議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。先ほどの議案第34号、第35号の資料の裏のほうに議案第36号の概要を、資料として掲載しております。まず、本条例の改正の趣旨が、後期高齢者医療保険に係る被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われ、労務に服することができない場合について傷病手当金の支給に係る受付事務を本町で行うためでございます。

概要としましては、南風原町の行う事務に、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支

給に係る申請書の

提出の受付」を追加するものでございます。以上が議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第18. 議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第15号）の一部を改正する必要があること及び所要の改正があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。まず、今回令和2年第2回定例会において、民生部こども課から3件の条例改正を提案いたしております。その3件分をまとめて資料1枚にしておりますので、資料のほうをご覧ください。

まず、議案第38号についてでございます。概要につきましては、内閣府令が改正された

ことにより、小規模保育園等の卒園後の受入先となる連携施設の確保に関する規定を、卒園後の優先利用を講じることで引き続き入園が可能となる場合は、連携施設の確保を不要とする例外規定を追加すること。それから内閣府令の錯誤に関する所要の改正となっております。以上が議案第38号の改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。説明資料の中で「卒園後の優先利用」という表現がありますが、小規模保育とか家庭的保育に関しても、当初より連携園というのが定められていて、それを緩和するような体制なんだろうというふうに読み取れますけれども、当初この連携園というのは非常に難しいのではないかとか、そういう懸念があったわけです。この「優先利用を講ずる」というのは、具体的にはどういう内容なのか。「連携施設の確保を不要とする」ということにつながるような措置だと理解はしますけれども、ただ現状、南風原町の中では、待機児童も含めて各園、定員いっぱいでやっているものですから、その中で具体的な措置について説明をいただきたいと思います。

次に、その下の行で「内閣府令の錯誤に関する」というふうな表現がありますが、これはどこが間違っていたんでしょうか。内閣府のほうでその条文自体が間違っていたのか、それとも運用の中でその定義づけというか、解釈が間違っていたのか。どういう間違いだったのか。この2点、教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 ご質疑の2点、お答えします。1点目の優先利用を講ずることについては、小規模保育園等を卒園した場合に、次の3歳児クラスなどに入園する際に加点などをするとといった具体的な内容となっております。南風原町においては4点の加点をして、優先的に入れるような措置を行っているという状況がございます。

後半の内閣府令の錯誤についてございますが、こちらのほうは内閣府令側の錯誤でございました。一旦、内閣府令が公布された後に、さらに錯誤の公布が行われたという経緯がございまして、町のほうもその部分を加えた改正を今回提案しております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、2点目は分かりました。1点目の優先利用を講ずるという、加点という仕組みはよく理解できます。ただ、現状から言って小規模19名定員の保育園、今は結構ありますけれども、4点の加点でこの子たちが入れるのかなど。入れないのに連携園を持たなくていいという改正が、果たしていいのかどうか。それで行くと、最初からもう小規模に入る子供たちというのはハンディがあるような気がしますけれども、当然年

齢によって張りつく先生の数なども段々広がってきて、もちろん3歳以降のほうがたくさん預かれるというのは理解できるんですが、これで子供たちの行き先を確保できますか。そこがちょっと心配なんです。どのように見込んでいるというか、その辺の対策について、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。優先利用の加点4点というものは、保育所入所の選考において、基本20点をベースとする中においては、非常に大きな加点のウエートというふうに認識しております。基本的には小規模保育園を卒園した2歳児クラスの卒園時は3歳児クラスにスムーズには入れるというような制度設計がされております。これが優先利用の措置に関する現状でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 考え方は分かりますが、それで行くと、今までいた連携園と言われる、ゼロ歳から入っていた園を出ていかないといけなくなる可能性の子供たちも生まれてくるわけですよね。だから、今の課長の説明で行くと、小規模を卒業したほうが継続して保育を受けられるというふうに聞こえかねないわけですけれども、やはり運用上で小規模から19名、3歳のクラスに入ってくると、ここにいた19名はどこに行くんですかと。逆に言えば、元の認可園にいたその19名の行き場がなくなるようなことも考えられるわけですが、そうなってくると、元々の保育園の定員の考え方とか、連携園の考え方というのが否定されるような改正にならないかということがちょっと心配なんですけれども、南風原町の運用においても、これによって3歳以降の子供たちの受け皿がしっかりと確保に向かっていく。また、はみ出していく子供たちがいなくなっていく。当然それぞれの保育園において、何歳児を何人にするかという、その定員の調整は当然必要になっていくと思いますけれども、それがそういう考え方で成り立つかどうかというのは、ある程度試算されているのではないかと思います。そこがちょっと心配なので、その懸念についてお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず、先ほど質疑にありました小規模保育園を卒園したら必ず入れて有利なのかという部分についてですが、この部分についてはまず、保育園の在園児保障という扱いを南風原町は行っておりますので、基本的に在園している園児については、そのまま次のクラスに進級できるというようなルールがございます。そういうことで小規模保育園を卒園した場合においても4点という加点をして、転園してほかの3歳児クラスに入園できるというようなことがございます。また、19名の小規模保育園ということですが、一般的に0歳児、1歳児、2歳児というのは、6名、6名、7名といった形でクラスの配分などがございまして、19名全員が2歳児というわけ

ではございません。

また、先ほどの全体の今後の在り方についてという部分ですが、確かに年齢に応じて、多い少ないの年がございますので、今年は3歳児が多い年でございました。そういうことで3歳児の受入先というものについては、4歳からは幼稚園がある。認可保育園は3歳、4歳、5歳ですが、幼稚園は4歳からある。0、1、2歳は小規模保育園でフォローをしている。そういうことを念頭に置いたご質疑だと思いますが、そういうことで3歳児の受入れについては、我々の子ども・子育て支援会議のほうでも、課題の部分としてはキーワードとして上がっておりますので、今後の計画において受入れという部分については、町のほうで考えていいかないといけない部分だと認識をしております。以上でございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時36分）

再開（午後2時37分）

○議長 知念富信君 再開します。こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今、ご質疑のございました課題という部分については、本町においては昨年度208名、今年度4月1日時点では194名の待機児童が発生している状況がございまして、まず待機児童がいるということが前提での課題がございます。ただ、3歳児の受入れについては、小規模保育園から通常の認可保育園などへ転園する場合、クラスの在り方とかも違ってきます。3歳児であれば6名、2歳児であれば6名の定員である場合においても…。3歳児においては1クラスの定員枠が拡大していくものですから、そもそも1人の保育士が見れる園の対応が広がっていきます。そういうことで3歳児のほうはより入りやすくなるような形ができておりまして、各保育園の定員数と未就学児、各0歳児、1歳児、2歳児の人数、そういうものが子ども・子育て支援計画に触れられておりますので、その内容が結果的に解消されれば課題が解消されるということなんですが、その課題というものは待機児童がいなくなるという解消ですね。そういうことで、子ども・子育て支援計画に年次的に保育所整備の件も含めて触れられている状況でございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ちょっと確認したいんですが、今のお話は小規模からの3歳児の話ですが、先ほど在園している者が優先としている話がたしかあったので、小規模もそうなんだと。じゃあ、普通の保育園のところも在園児が優先ということですよね。ということは、その人たちは優先的に、保育園にいる方は上がるし、小規模からは入ってくるということで、そこはもう優先で入れると。ほかの要素で点数は、仕事をしなくなつたとかいろいろあるので変わってくるんでしょうけれども、要するに南風原町内にいるそういう子

供たちは、小規模から卒園する人たちも含めて全部入れると。3歳児で入れなくなるのは、よそから新たに来た人たちはクエスチョンマークなんですが、空きがあればもちろん入れるし、空きがなかったらその辺が先にはじかれるみたいな、そういうことで解釈してよろしいのかどうか。その辺はどうですか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今、ご質疑のあった件ですが、3歳児に待機児童がいるということは事実でございますので、そういう場合、今言ったように新たに3歳から入りたい。あるいは、ほかの園から転園をするという場合に待機児童になる可能性は十分ございます。ただ、小規模の場合は2歳児まで受け入れている園が、卒園して同時にそのまま待機児童にならないようにということが、この連携施設確保の一番の趣旨でございますので、その部分については優先利用の点数が加味されておりますので、そういうものが起きないような措置が取られていると。今回の条例改正においては、その連携施設が優先措置をきちんとされている場合は不要とするというようなことですので、そういう条例の趣旨と待機児童が発生しているというのは、今回、課題を別のところに置いた条例改正となっております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 分かりました。ということは悪い見方をすれば、これまで待機児童だった人は次も待機児童になる可能性がありますということなんです。入っていた人たちは、そのまま優先的に入れるけれども、今2歳児で待機児童になっているのは、次、3歳になっても入れないわけ。小規模からも入ってくるし。変な解釈をすれば、そういうふうに感じるわけ。待機児童は常に待機児童と。要するに、園が多くならない限り。保育園の数が増えていくと。今度も8月から開園するところもあるんですが、そのようにしていかない限り、今待機児童の方は待機児童、ずっとそのままですというふうに私、解釈するんですけども、それもそういうことなんでしょうか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 0歳児では3人の園児に1人の保育士がつく1クラスがございます。1歳児、2歳児は6人という形で、どんどん保育士1人が対応できる園児というのは増えていきますので、そういう形で年齢が上がるごとに保育園というものは入りやすくなるというのが今、南風原町の現状でございます。そういうところで待機児童になっている児童が、一度なったらそのまま年齢が上がっても待機児童になるのかというような部分については、今のところ想定はしておりません。

後半の部分ですね。現在、待機児童になっている子が年齢が上がることによって、そのまま待機児童になるかというようなご質疑であります。年齢が上がるごとに保育園には入りやすくなりますので、待機児童になった子が、そのままずっと年齢が上がっても待機

児童になっているということは想定しておりません。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 先ほど0歳児から年齢が上がるごとに保育士が見る人数が云々言つていきましたが、私が誤解しているのか、保育園の例えは60人定員、90人定員とかいろいろありますけれども、そこで私は目いっぱい子供の数を、60人だったら60人、90人だったら90人。だから待機しているんだと、入れないから。そうじゃないのですか。保育士の数は0歳児が多くて、それは見ないといけないと。3歳児になればたくさん入れるみたいな。1人で子供たちを見る数が増えていきますので、例えばこれまでの人数より多く入れるみたいなことをおっしゃっていましたが、ということは、これだけのキャパシティが今でもあるということなんですか。極端な話、3歳児、4歳児が今よそから入ってきたら、すぐパッと入れるんですか。だから、そういうふうに聞こえるわけ。空きがあるように聞こえるわけ。児童の年齢が上がれば保育士が多く見れるからと言うから、多く見れるということは3歳、4歳、5歳児がよそから来ても幾らでも入れますという、現在そうなのか。私はそうじゃないような気がするんですが、もういっぱいしているんじゃないのか。それとも幼稚園に例えれば4歳、5歳児は行くから、その分は入れるというのか、その辺がちょっと、こちらの理解が間違っていたのか。今、課長の説明だと保育士の数と比べるものだから、それはそういうものじゃないような気がするんですけれども、その辺をお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず待機児童はほとんどが0、1、2歳でございまして、3歳、4歳、5歳と上がるに従って待機児童は相当減ってきます。4歳、5歳は待機児童はありません。ただ、3歳児は若干、待機児童がいます。先ほど答弁していますように、保育士1人が見る園児の数が3歳児から増えていきますので、当然在園児を保障していくても、2歳児で見ていた数が在園児保障で上がっても、3歳児では1人で見る数が増えますから、小規模の部分を受けていても、今のところ全部受入れできている状況ではございます。ただ、議員おっしゃいますように、転入してきたとかそういう部分とかで待機に回ってしまう場合は現状ではございます。それでそうならないような形で我々は施設整備を進めておりまして、8月頃をめどによなは保育園、明星保育園、今開園準備をしております。そういう形で徐々に定員を増やしていって、全ての年齢において待機児童が出ないような対応をしていきたいと。今定例会においても、補正予算のほうに新たな保育園の整備ということで予算も提案しております。議員がおっしゃっていますように、そういう形で定員がまだ足りていませんので、それも並行して施設整備をしながら、南風原町の待機児童の解消をしていきたいと。課題という部分は、この一番多くの待機児童がいるという部分でございますので、そこをしっかりと解消して、課題解決をしていきたいと考えます。

○議長 知念富信君 進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第19. 議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正されたことに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南風原町条例第16号)の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。本条例改正の内容としましては、厚生労働省令が改正されたことにより、家庭的保育事業所等の卒園後の受入先となる連携施設の確保に関する規定を、卒園後の優先利用を講じることで引き続き入園が可能となる場合は、連携施設の確保を不要とする例外規定を追加すること。これは先ほどの議案第38号と内容は同じであります。さらに議案第39号においては、居宅訪問型保育において、保護者の疾患や障害等により養育が困難な場合における保育の提供を行うことを明確化した規定を追加する改正内容となっております。以上が議案第39号の改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第20. 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第40号について、概要をご説明いたします。本条例の改正につきましては、厚生労働省令が改正されたことにより、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、研修実施者に、これまでの都道府県知事又は指定都市の長に加え、「中核市の長」の規定を追加し、中核市の長が実施する研修についても、放課後児童支援員認定資格研修ができるという形で、追加というふうになります。以上が議案第40号の改正内容でございます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 中核都市というと、沖縄県ではどこに当たるんですか。那覇市だけですか、それとも沖縄市とか名護市とかも入るのか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 県内の中核市は那覇市のみです。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、沖縄県では那覇市と沖縄県の2か所になるということですが、これだけ増えてどれぐらい受け入れるか分からないけれども、この辺はどのような状況なんですか。沖縄県でやって、多分足りないから中核市まで増やしていくというふうに思うんだけれども、そのことによって受けやすくなると思うんですが、問題は受験希望者が全部受けられるようなことなのかというふうに心配するんだけど、どれぐらいの拡大が分かりますか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今回の改正でございますが、現在研修については沖縄県が実施しまして、県内の学童・保育支援センターに委託して行っておりますが、その後、中核市の長が追加されて、那覇市がどのように実施するかということについては、まだ本町のほうに情報がございませんので、この点の拡大部分についてはまだ把握はしておりません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。暫時休憩します。

休憩（午後2時57分）

再開（午後3時07分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第21. 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第21. 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度南風原町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,693万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億8,393万円とする。2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方差の変更は「第2表地方債補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは議案第41号の資料1、資料2をお願いいたします。

議案第41号令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）について、概要を説明いたします。まず、2ページの第1表 岁入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連及び状況の変化による補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ7億5,693万円を追加し、補正後の一般会計予算額は185億8,393万円となります。

内容については、7ページ以降の事項別明細で説明します。4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正について説明します。教育債の社会教育施設整備事業債は、フクギ並木擁壁整備工事の工法変更等によるもので、130万円を増額し、変更後の限度額は350万円となります。補正後の地方債限度額の合計は3億3,680万円になります。

では、歳入について説明します。7ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金3億3,211万3,000円の増は、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症対策により開所時間を延長した学童クラブの運営費補助、補助率3分の1、並びに学童クラブと各保育園・保育施設等への消毒液・マスク等の購入費補助、補助率10分の10です。保育所等整備交付金は、待機児童解消を図るための認可保育園分園1園、及び小規模保育園1園の新規整備に対する交付金です。4目. 教育費国庫補助金210万2,000円の増は、沖縄県学校給食会が休校により影響を受けた学校給食関係事業者に対し、休業した3月分の食材費相当分を支援するための市町村負担分に対する学校給食臨時休業対策費補助金で、補助率4分の3です。6目. 総務費国庫補助金1億4,621万5,000円の増は、法改正に伴う住民基本台帳システム改修及び当初予算で計上した戸籍附票システム改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補助率10分の10。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の補正予算によるもので、本町への交付額は1億3,795万4,000円となっております。同交付金活用事業は別紙の資料2をご参照ください。

8ページ、15款2項1目. 総務費県補助金8,550万7,000円の増は、一括交付金事業の当初交付決定によるもので、追加事業分の計上です。2目. 民生費県補助金6,047万5,000円の増は、7ページで説明した保育所新規整備に対する待機児童解消支援交付金、学童クラブ運営費に対する子ども・子育て支援交付金の県負担分3分の1です。保育士正規雇用化促進事業補助金は、認可保育園において非正規保育士等を正規雇用した人数が当初計上より増えたことによるもので、補助率10分の9です。

9ページをお願いいたします。15款3項5目. 教育費県委託金30万円の増は、南風原幼

稚園が教育施策や課題について、研究実践及び調査研究を行う研究指定園となったことによる委託金です。

10ページ、18款1項1目. 財政調整基金繰入金1億1,311万円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は4億9,010万2,000円となります。

11ページをお願いいたします。20款5項2目. 過年度収入306万4,000円の増は、令和2年3月の登園自粛による保育料還付に対する国県負担金追加交付分です。7目. 雑入1,274万4,000円増のうち、複十字シール分配金は、複十字シール募金活動の事業終了により分配金を各字自治会等へ配分するための計上です。一般コミュニティ事業助成金は、各字自治会の備品購入費助成金で交付決定によるものです。財産処分に係る補助金返納金は、平成24年度に県の補助を受け整備した認知症対応型共同住宅生活介護施設について、事業運営の譲渡に伴う財産処分（有償譲渡）により補助金返還が生じたことから、事業主による返納金となります。歳出15ページに県への返還金として同額を計上しております。

12ページをお願いします。21款1項6目. 教育債130万円の増は、4ページ第2表地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について説明します。歳入7ページで説明した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（別紙資料2）に係る経費は、説明欄で（地方創生臨時交付金）と括弧書きで示していますので、各款項での説明は省略いたします。

13ページをお願いいたします。2款1項11目. 諸費251万年の増は、歳入11ページで説明した各字自治会の備品購入費の計上で、今年度は7地区への助成を予定しております。

14ページをお願いいたします。2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費333万3,000円の増は、歳入7ページで説明したシステム改修委託料です。

15ページをお願いいたします。3款1項1目. 社会福祉総務費62万6,000円の増は、特別弔慰金事業について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による申請を実施することによる計上です。2目. 老人福祉費3,122万1,000円増のうち、19節の高齢者祝金は、令和元年度の対象者のうち受け取り延期を申し出していた分の計上です。22節の財産処分に係る補助金返還金は、歳入11ページで説明したとおりです。

17ページから18ページをお願いいたします。3款2項1目. 児童福祉総務費1,547万7,000円増のうち、18節の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金は、歳入7ページで説明した子育て支援事業への消毒液・マスク等購入費補助金です。2目. 保育所運営事業3億5,938万5,000円増のうち、10節及び18節の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金と保育環境改善等事業補助金は、歳入7ページで説明した各保育園等での消毒液・マスク等の購入費補助です。保育士正規雇用化促進事業補助金及び保育所等整備交付金事業補助金は、歳入7、8ページで説明したとおりです。14節の宮平保育所園庭南側フェンス取替え等工事は、支柱の腐食による取替え工事費の計上です。22節の保育料等過誤納付還付金は、歳入11ページで説明した保育料還付金の計上です。

18ページ、3款2項3目. 児童厚生施設費7,153万1,000円の増は、学童クラブ家賃補助の支援単位の変更及び補助額の増によるもの、及び歳入の7ページで説明した新型コロナウイルス感染症対策による学童クラブ運営費に対する補助金の計上です。

19ページをお願いいたします。4款1項1目. 保健衛生総務費377万7,000円の増は、保

健師の産休代替となる会計年度任用職員人件費の計上、新生児及び妊産婦等の訪問を控え、栄養指用教材を作成し対象者へ送付した経費の補填計上、歳入11ページで説明した複十字シール募金分配金の計上です。2目. 予防費1,026万9,000円の増は、新たに定期接種となったロタウイルス予防接種に係る経費の計上です。5目. 成人保健対策費24万2,000円の増は、健診時の消毒液等購入や栄養指用教材を送付するため、委託料から流用し実施した分の補?です。

20ページをお願いいたします。5款1項1目. 失業対策費1,855万1,000円増のうち、会計年度任用職員報酬及び期末手当等（観光美化作業員）は、歳入8ページで説明した一括交付金事業で2名の増員が認められたことによる計上です。

21ページをお願いいたします。6款1項4目. 畜産業費420万円の増は、一括交付金事業決定による乳用牛及び和牛の改良支援事業費の計上です。

22ページ、7款1項1目. 商工振興費8,145万9,000円増のうち、14節のかすり会館給排水管修繕工事は、経年劣化による修繕工事費の計上です。22節のプレミアム付商品券事業費返還金は、事業実績によるものです。

23ページ、8款4項1目. 都市計画費489万5,000円の増は、一括交付金事業決定による南風原北インターチェンジ周辺地区調査検討業務委託料で、土地利用計画に向けて地権者に対し基礎調査等を実施するための委託料です。

25ページ、10款1項2目. 事務局費163万8,000円増のうち、18節のJ E T負担金は、J E Tプログラムで配属された外国人英語指導助手の帰国費用負担金です。

26ページ、10款2項小学校費、1目. 学校管理費815万2,000円増のうち、10節の医薬材料費は、学校再開等に向けた感染症対策のため、体温計・消毒液等を各教室に備えるためのもので、27ページの3項. 中学校費も同様に医薬材料費を計上しております。14節の小学校改修工事は、翔南小学校校庭外階段の危険防止のため、手すりを設置するための計上です。2目. 教育振興費7,292万8,000円増のうち、17節の備品購入費は、一括交付金事業で電子黒板の機能強化を図るための計上で、27ページの3項. 中学校費も同様に備品購入費を計上しています。3目. 学校建設費595万5,000円の増は、北丘小学校体育館及びプール改築を行うための、耐力度調査委託料の計上です。

27ページ、10款3項中学校費、1目. 学校管理費439万8,000円増のうち、会計年度任用職員報酬及び費用弁償は、職員の病休代替となる人件費の計上です。

28ページをお願いいたします。10款4項1目. 幼稚園費114万2,000円の増は、幼稚園教諭の病休代替となる会計年度任用職員人件費の計上、歳入9ページで説明した県研究指定園事業の経費、及び令和2年3月の登園自粛による幼稚園預かり保育料過誤納付還付金です。

29ページ、10款5項2目. 公民館費185万4,000円の増は、中央公民館黄金ホール舞台空調機の故障による修繕料の計上です。3目. 文化財保護費642万4,000円の増は、フクギ並木擁壁整備の工法変更による磁気探査委託料及び工事費の計上です。

30ページ、10款6項1目. 保健体育総務費463万4,000円の増は、一括交付金事業の決定により黄金森公園陸上競技場管理人及び芝生管理委託料の増が認められたことによるものです。2目. 共同調理場運営費410万9,000円増のうち、10節の印刷製本費及び11節の通信運搬費については、休校による給食費還付通知のため支出した分の補?です。18節の臨時

休校中のパン・米飯・ミルク・麺の負担金は、歳入7ページで説明した沖縄県学校給食会への負担金です。22節の学校給食費保護者等還付金は、令和2年3月分の給食費還付金です。

また、資料2をご覧ください。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画一覧となっております。左からナンバー、事業名称、事業内容、事業費、同交付金の充当金額、一番右側が一般財源となっており、地方創生臨時交付金を活用した事業費は16事業、総額1億6,597万円で、交付金が1億3,795万4,000円、一般財源が2,801万8,000円となり、おおむね8割の補助金を活用した事業となっております。以上が議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 幾つかありますので、まずは予算書に沿って質疑をしていきたいと思います。予算書の7ページですが、子ども・子育て支援交付金、こちらは学童クラブへの時間延長ということでしたが、説明では3分の1の国補助、その次のページに3分の1、県補助と書いていますが、これについて総事業費が約9,000万円になるのかなというふうに読み取れます。ただ、7ページの23節のところで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがまとめて来ますね。ですから、基本的にはコロナ対策で延長したことですけれども、この3分の1の市町村負担分に対してもトータルの交付金の中で入ってくるというか、その割合もあるのかなと思いますが、そういう考え方でいいのか。もしくは学童については、完全持ち出しの3分の1になるという考え方なのかを教えてください。

次に8ページです。沖縄振興特別推進交付金で8,500万円余りです。これも当初予算のときに幾らか余っている分があって、内示をいただいている分が決まったという理解だと思いますが、総額は幾らで、残額があとどれくらいあるのか教えていただければと思います。

次に10ページです。財政調整基金繰入金ですが、ここで1億1,311万円という非常に大きな金額ですが、当然コロナ対策の負担分の2割、2,800万円というのが出てきますが、この辺で一旦出して戻ってくるとか、先ほどのページの関連、地方創生臨時交付金、そういうものも差し引きした額なのか。それとも予定外の支出、また当然一括交付金事業にも2割負担とか出できます。この辺、財政調整基金の運用状況について、再度説明していただければと思います。

次に11ページです。雑入の財産処分に係る補助金返納金ですが、支出も同じ額で出すということです。平成24年当時、受けた補助総額、総事業費はどれくらいの規模であったのか。また、今回事業譲渡ということで有償譲渡となっていますけれども、当然平成24年度当時、公共性があつてこの事業は補助事業として認可されて、実際に運用されたと思いますが、事業譲渡後については、この事業はどうなるのか。その公共性が担保されるのかとか、完全に民営化で市町村の公共性とかは関係なくなるのか。その辺について教え

てください。

次に18ページです。保育所等整備交付金事業補助金ですが、分園1園、小規模1園ということありますが、待機児童の解消というのは非常に大きな課題ですけれども、分園も小規模も既に決まっているのか。それで行けば、どの辺りになるのか。議会運営委員会でしたか、30名規模とか、何名規模とかいろいろ説明があったような気がしますが載っていませんので、これで待機児童の状況がどうなるのかについても教えてください。

次に19ページです。真ん中辺りの2目の予防費ですが、ロタウイルスというのがどういうものなのか教えてください。

次、21ページです。一括交付金で乳用牛と和牛の支援という形で出ていますけれども、支援することはいいことだと私は思いますが、希望事業者がどれぐらいいて、どれぐらい採択されている状況なのか。また、一括交付金とは言っても公共のお金ですので、それによる財政試算とか、本町の利益に通ずる、また本町民の利益に通ずるという視点でどのような試算がされているのか教えてください。

次に23ページです。新しく北インターインジ周辺地区調査検討業務委託料ということですが、土地利用を進めていく上で、地権者とともに含めたマッチングの事業だというふうに理解はしますけれども、どういう内容を想定しているのか。今後どのように展開していくのか教えてください。

次に26ページです。1目、学校管理費の中で10節、需用費で医療材料費ということで体温計、消毒液というふうにありますが、これは全クラス分、この金額で対応できるのか。どのように設置をするのか、その辺を教えてください。

2目の教育振興費の中で5,949万4,000円という非常に大きな金額がありますが、電子黒板についても、一括交付金で購入して結構年数がたっています。ただ、購入時期については、2回か3回分かれていたような気がしますし、今後のことも気になりますので、電子黒板の状況、メーカーとか、購入時期とか、耐用年数とか、そういうものが分かるような一覧表などがあれば、備品台帳でも結構ですし、そういうものを詳しく資料提示できないかというふうにお願いをしたいと思います。一括交付金がどうなるか分かりませんので、今後の運用も含めて資料等があれば、お願いをしたいと思います。

次に27ページです。2目の教育振興費の中の備品購入費で、こちらも2,400万円余りの金額ですが、説明資料に記載がないものですから、どういう内容のものなのか教えてください。

次に29ページの公民館の空調修繕料ですが、私の記憶では、以前もホールについては空調がだめで敬老会が延期になったり、そういうことがありましたけれども、どういう修繕なのか。前回のものも含めて関連しているのか、関連していないのかを含めて教えてください。

その下のフクギ並木の擁壁整備工事ですが、これも現場視察をして、議会のほうからも予算の段階で意見がついた案件ですので、その後の経過について教えてください。

次に、資料2のほうをお願いしたいと思います。これも議会運営委員会のほうで「コロナ対策については少し資料を分けてもらえませんか」ということでお願いして出していたので、非常に見やすいのでありがとうございます。ただ、この資料の中で、款項目がついていないので予算書との見分け方というか、その辺がちょっと難しいので、款項目につ

いても全部は大変だと思いますので、委員会のときに款項目をつけた資料があれば助かるなというふうに思います。

次、1番目ですが、避難所等備蓄品購入事業です。これで約460万円分のマスクや消毒液ということです。これはまとめた数字だと思っていますが、購入の仕方とか数量。国においても随意契約とかいろいろな批判もありましたので、そういうところは市町村ではどうするのか。丁寧にやっていただきたいと思います。

次、9番の買物代行タクシーです。これも基本的には事業所の皆さんが運営すると思いますが、やはり予算は組んでも活用されないとか、福祉の観点から行くと、市町村もしっかり周知をしないといけないのかと思いますので、どのような事業でどのように周知をしていくのか教えていただきたいと思います。

次に10番の町内事業所への補助ですが、1事業所10万円の応援給付金です。10万円というのは国の金額もあると思いますけれども、市町村によっては加算されているとか、そういうところも聞こえてきます。これは市町村の裁量で増額するとか、そういうことをやっている市町村もあると思うんですが、その辺の状況も教えていただきたいと思います。

次に11番、商品券ですが、これもコロナ関連で減収になった事業所と定義づけされていますけれども、どのように判断するのか。対象の事業所がどれぐらいあるのか。申請方式になると思うんですが、運用のやり方とかを教えていただきたい。また、販売方法、これも以前プレミアム商品券の販売とかは委託でやっていたと思うんですが、販売方法についても教えてください。

次、12番です。役場で一時的に失業者を雇用するというふうにありますが、これも1,600万円という非常に大きな数字ですので、年度途中でどのように何名ぐらい募集して、期間はいつまでやるのかについても教えてください。

さらに13番、雇用調整助成金ですが、社会保険労務士への委託事業ということです。この5万円という上限が、どれぐらい事業者の皆さんのが役に立つか。基本的には社会保険労務士の委託というのはどれぐらいの金額がかかるのか。例えばトータル30万円ぐらい、平均するとかかるけれども、そのうち5万円とか、当然基準が幾らかあると思いますが、その辺の割合とか、上限5万円という考え方の適正について教えてください。

次に15番、学習支援員の配置で988万円というと約1,000万円ですが、各学校と言っても非常に大きいので、何名ぐらいでどのように運用していくのか。また、通常の学習支援員もいらっしゃいますけれども、これとの関連というか、トータルの運用になると思いますが、その辺を教えていただきたいと思います。

次に16番の学校臨時休業に伴う作業療法士派遣事業ですが、これは逆に144万円ということで多分委託をするのかと。何人というよりは、何回とかそういう委託の方法なのかと思いますが、それについても教えていただければと思います。以上、多岐にわたりますが、順を追って説明いただければと思います。お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それではまず1点目、学童クラブ補助金の町負担の3分の1は臨時交付金が活用できるのかということですが、今回の地方創生臨時交付金の内訳ですけ

れども、南風原町の人口単価、財政力指数等で算定され、1億3,700万円ということで金額が来ております。こちらのほうはまず一般財源に充てる事業と。単独事業に充てる財源となっておりまして、学童クラブとか、補助事業ではなくて単独事業に充てることとなっています。また、学童クラブの3分の1とか、そういう補助事業に充てた財源に相当する第2次の配分が今後来ることとなっております。これは今後来るということで、額についてはまだ決定しておりませんが、この3分の1については、我々としては2次配分で来るということで認識しております。

次に一括交付金事業については、南風原町は今年度4億2,100万円となっています。当初が2億5,695万8,000円、今回8,550万7,000円を活用しまして、残りが7,853万5,000円となっていまして、今後事業計画を立てて活用していきたいと考えております。

続きまして、財政調整基金の活用については、先ほどの概要説明のとおり4億9,010万2,000円となっていますが、ただ、まるまる使えるのではなくて、4億9,000万円余りありますが、国保会計で赤字に相当する額が1億7,000万円ありますので、この分を差し引くと約3億円程度の残になるのかなというふうに見込んでおります。

続きまして、資料2の款項目の追加については、また委員会で追加して提出していきたいと思います。

また、1番目の避難所等備蓄品購入事業について、購入については入札で、適正な購入計画を立てて購入していきたいと考えております。総務に係るのは以上です。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 乳用牛と和牛のほうから説明いたします。21ページです。乳用牛のほうから説明いたします。乳用牛は今回8頭を予定していまして、農家が5農家であります。この農家については、県酪農協会のほうへうちが委託しますので、予算が通った後に調整を行います。和牛については2頭ですので、二農家の方を予定しています。

続きまして、町の財産試算ということですが、この事業は農家の支援を目的としていますので、財政試算の計算はしておりません。

続きまして、資料2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画一覧についてです。10番について説明します。10万円の支援についてですが、これは国の10万円とは別に町独自で10万円を支援するということになります。

11番です。減収になった事業所ということですが、基本的にはそういう影響を受けた、休業したことなんですが、具体的には、以前のプレミアム商品券は申込みをした事業所が対象ということだったんですけども、こういうことを簡素化して、商工会員の事業所は商工会がまとめて全部対象になれるように考えています。商工会員以外の方については、申込みをしていただいて、南風原町内の事業所に限って対象になるようにということになっています。商品券の販売方法ですが、去年行いました商品券同様、大手スーパーのほうで商品券の販売を行う予定になっています。

続きまして12番、雇用についてですが、現在、予定としては12名を予定しています。これは臨時的でありますので、雇用の期間については令和3年3月31日までと考えております。

そして13番ですが、雇用調整助成金の申請額は幾らかということだったんですけれども、うちのほうとしてもそこら辺、調べたんですが、町内でそういう手続をしている方がいなくて、またパターンで金額が違うということがありましたので、この5万円のときには隣接市町村と同様な事業をしておりましたので、そこら辺を参考に同等の金額を設定しました。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 23ページ、南風原北インターチェンジ周辺地区調査検討委託業務について説明いたします。ただいま南風原町では南地区のほうの区画整理事業化に向けての検討をしておりますが、同様に北地区につきましても区画整理に限らず、総合計画にあります広域商業拠点とか、そういうものに向けての検討ができないかということでの事業化の検討をするためのものでございます。今回は周辺の方々の意向調査とかアンケートとか、そういうものを取つていって下調査をすると。事業が可能かどうか、どういう事業が可能性があるかというのを探っていくという調査になります。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ちょっと戻ります。予算書11ページのご質疑がございました。財産処分に係る補助金返納金についてです。これにつきましては、平成24年度の沖縄県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を活用し、グループホームマイフレンズさんが整備した事業でございます。総事業費が5,449万5,000円、そのうち補助金額が3,000万円でございます。事業の譲渡後についてということですが、まず補助金等の財産処分に当たりまして、ここで言う補助財産の譲渡ということにつきましては、補助金等の交付の目的を変えずに使用することが前提ということになります。補助財産の所有者が変わると。この事業自体はそのまま継続で、新しい事業者へ引き継ぎを、既に6月1日付で介護保険広域連合からの指定も受けて、そういう形で事業をそのまま継続していくということになります。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。ご質疑のありました18ページ、保育所整備交付金事業補助金についてでございますが、既に決まっているのかという部分について、これから公募などを行って、そういう保育施設を募集して決定をしていくという流れを想定しております。どの辺りかという部分についても、町内、特に北地区、南地区というような区分はしていなくて、町内一円を予定しております。その結果、どういう状況になるのかということでございますが、先ほどもやり取りをしました待機児童の件、0歳児14名、1歳児81名、2歳児47名、3歳児49名と、190名余の待機児童が0歳から3歳に集中しておりますので、そういう待機児童の解消が図られるものだと考えております。小規模保育園の募集については、0歳から2歳までの19名定員、分園については増築も含めた施設整

備の在り方を予定しております、1歳、2歳、3歳を中心に30名程度の園児の定員を予定しております。

続いて29ページ、フクギ並木整備工事のご質疑についてですが、現場視察以降の経緯と留意事項についての2点の件でございますが、まず現場視察において、フクギの工事の意義を伝えたところでございまして、フクギの擁壁を整備することと同時に、一括交付金を活用しての補助事業を利用して工事を行っていくということを伝えたところです。その後、設計においてボーリング調査などを行ったところ、地盤が非常に緩いというようなことも踏まえて、工法においてはH鋼を埋め込んで、その間にコンクリート板をはめ込むというような工事を想定しております。今回、その分の工法変更に伴う補正予算の計上を提案しているところでございます。また、令和2年度当初予算の留意事項において、今回のフクギ並木の工事においては関係部署と連携し、擁壁を工夫し景観に配慮するということが踏まえられております。関係部署としては、生涯学習文化課の文化担当のほうとも調整し、また景観についても文化担当の意見を踏まえながら、今回の工事費として計上しているところでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えいたします。予算書の19ページ、ロタウイルスに関しましては、冬の終わりから春にかけまして、主に幼児を対象としたロタウイルスによる胃腸炎でして、症状としましては下痢や嘔吐、39度以上の発熱等があるものです。それに対する定期予防接種になります。以上です。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画一覧の中の9番の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る高齢者の買物支援事業の内容についてご報告します。これは単身高齢者または高齢者のみの世帯で、在宅で家族等から買い物支援が得られない方を対象に、役場とタクシー会社が委託契約を結び、タクシー運転手が高齢者の代わりに買物代行をするという事業となっています。この買物代行の利用料金を役場が助成すると。タクシーチケット方式で助成をしていくという事業になっております。周知につきましては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会のC S Wや民生委員等に周知をしていきたいと考えております。あとはホームページ、広報紙とかにも広報していきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。26ページ、小学校費、27ページ、中学校費、10節の中の医薬材料費についてです。医薬材料費については、非接触式体温計や消毒液を考えておりまして、全クラスで使用できるように予算を計上しております。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず26ページの教育振興費、17節の備品購入費、議員おっしゃられたとおり電子黒板でございます。併せて27ページの教育振興費の17節のほうも、中学校の電子黒板という内容になります。両方合わせまして、平成21年度から交付金等を活用して、南風原町は電子黒板を導入してまいりました。現状、故障等もございまして、学校で工夫して使用している状態でございます。今回の購入に関しましては、新しい電子黒板の購入という形ではなくて、パソコンとプロジェクターの機能強化のための備品の購入という内容となっております。入札等に関しましては、これから発注等をしていくところでございます。メーカーとか機器等につきましては、委員会にて一覧を提出いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料2のほうをご覧ください。15番、学習支援員の配置ですが、まず学習支援員を今回の交付金で各小中学校へ1名ずつ、計6名の配置を予定しております。休業期間中に伴って、子供たちの未指導分の補習等で活用することを予定しております。現状の学習支援員も引き続き活用していきますが、さらに子供たちの補習等というが必要になってくると思いますので、一緒に対応していくという形を取りたいと思います。

続きまして、16番の作業療法士ですが、議員おっしゃられていたとおり委託にて対応を予定しております。作業療法士のほうが1日大体2時間から4時間、学校のほうを訪問するんですが、今回の経費につきましては4時間で計上しております、1日4時間の6校、1校につき6日という形で計上させていただいております。以上となります。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 予算書29ページ、10款5項2目、公民館費、10節、需用費、修繕料についてご説明させていただきます。議員ご確認のとおり、ホールのほうですが、あれだけのホールですので空調機を大きく分けて3系統から構成されております。ホール側に2系統、舞台側に1系統ございまして、昨年度はホール側の修繕をしております。今回は舞台側の修繕料の計上で、昨年度のものとは別の箇所となっております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 答弁は部署ごとなので、漏れがあつたら大変失礼しますが、再質疑も予算書ごとに行きたいと思います。まず7ページ、8ページのものは分かりました。10ページの財政調整基金ですが、部長の答弁では残額の部分の運用ということで答弁をいたしましたけれども、質疑の趣旨は、今回の補正の1億1,300万円余りの金額ですが、この中で、当然これにはコロナ関連の2,800万円も含んでいるわけですけれども、多岐にわたるもののが足りないものがここだと思います。要するに、1億1,000万円余り財政調整基金から切り崩して入れるわけですが、この中でいろいろな運用を終えた後にコロナ関連などで、先ほど言った2次補正とか、そういうので戻ってくるものがあるかと

いう趣旨ですので、それについて再度お願ひしたいと思います。

次に11ページの財産処分については理解しました。ありがとうございます。

次に18ページの保育所整備事業ですが、定員については49名。分園で30名、これは増改築も含むということで49名になるわけですが、子ども・子育て計画の中でも、待機児童解消にはまだ足りない部分があるわけです。そういうところで行くと、今後どうやっていくのかも含めて、ちょっと方向性だけでも。計画書の中にあると思いますが、どこだったか読み取れないので、方向性だけでも再度教えていただきたいと思います。

次に21ページ、和牛と乳用牛ですが、先ほど内訳についてはお伺いしましたが、希望事業者はどれぐらいいるのかというのがなかったのかなと思います。数字の内訳は聞きましたが、例えばこれが100農家いて8農家とか、そういうことなのか。それとも希望事業者にはほとんどついているという状況なのか。その辺を再度教えていただきたいということと。あと、当然農家の支援ということは必要だと思いますが、農家支援によってその財政効果というのが出てくるわけですよね。もっと悪い言い方をすれば、一つの事業者のために公金を使用しているというふうに町民からは見られる可能性もありますので、この農家を支援することが公共の利益につながるという。先ほど試算はないとおっしゃっていましたが、そういう意義づけは事業としてあるのではないかと私は思うんですが、その辺、再度答弁をお願いします。

次に23ページについては、南インターチェンジと同様に地権者の意向と同様にやっていくというふうに理解をしました。

次に26ページと27ページの電子黒板についても、少し詳しい資料を出していただけたということでしたのでお願いしたいと思いますが、この電子黒板、非常に台数も多くて、以前も何回か故障とか、ソフトの追加とか、また先生方に教える指導員とか、多岐にわたるわけですよね。そういうこともありますので、その関連した内容を、入替えとなると相当な予算がかかりますから、このままもつのかどうかとか。当然、テレビみたいなものですから耐用年数はあるわけで、そういうことも関連したような説明を委員会でいただければと思います。

次に29ページの修繕料ですが、去年の場所とは違うということでしたけれども、これは経年劣化なのか。それともシステム的なものなのか、機能的なものなのか。3系統あるうちの別のところですということは分かったんですが、なぜこうなっているのかというか、基本的にこういう修繕がずっと出てくるものなのか。そういうことをもうちょっと補足して教えていただければと思います。

次に29ページの同じくフクギ並木ですが、今の答弁では留意事項にも配慮したというふうに読み取れますか、そのような考え方でいいか、確認したいと思います。

次に資料2についてですが、1点目のマスクについては分かりました。入札でやるということでした。

ちょっと飛ばして15番、学習支援員です。6名追加ということでしたが、現状支援員が何名いて、どういう運用をしていくのか。追加される6名は、補習部分だけをこの6名がやるとか、私は一体運用したほうが効率的だと思うんですが、この運用の仕方についても少し補足をお願いしたいと思います。以上、追加のあったところだけ、再度お願ひしたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは、財政調整基金についての再質疑についてお答えします。まずは予算書6ページをご覧いただきたいと思います。6ページの特定財源及び一番右側の一般財源の1億1,311万円、こちらのほうがおおむね財政調整基金を活用した事業となっております。この中で仁士議員からありました臨時交付金で戻ってくるのかということがあります、こちらのほうは一番大きな事業は学童クラブへの補助金について約2,000万円は、この後で配分が来ると思うんですが、これについて、その充てた事業にそのまま充当できるのか。もしくは、これは充当できないと。それ以外に単独事業としてやるのかということは、これからです。ただ、2,000万円は、我々としては臨時交付金として入ってくるだろうというふうに見込んでいます。ただ、これが充当できて一般財源の軽減になるということは、現段階でははっきりしておりません。以上です。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 21ページのほうを説明いたします。乳用牛ですが、先ほど5農家と言いましたが、全体も5農家であります。和牛について二農家ということでお話ししましたが、全体は4農家になります。

先ほどの財政の話なんですが、今回事業の計画と目的でもそういうのは試算しておりますが、目的といたしましては、すぐ支援するというだけではなくて、目的としては乳用牛については生産乳量が1日当たり6,000キログラム以上と、今いる牛よりも新しく購入した牛のほうがそれだけいい牛というような形を指數を持っています。そして和牛については、新しく購入した母牛がいますけれども、優良母牛と言いますが、それについては今まで極端な話、50万円で売れていたのが、一括交付金で導入した牛から生まれるものについては、雌でいうと3%増で売れるようにすると。去勢牛については28%以上で売れる。極端にいうと50万円で売れていたのが、今回入れたのが55万円とか60万円とかで売れるようやるという、こういう数字の表し方でやっております。以上です。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず18ページ、保育所整備交付金の再質疑についてでございますが、保育所整備については、今年度から始まっている第2期子ども・子育て支援事業計画、今後5年、令和6年度までの計画でございますが、それに沿った形で人口の伸びを加味した計画を立てております。また、計画とは別に現状としてあるのが、町外などにおいても広域入所の割合などが特に今年は増えてきた状況もございます。また、企業主導型での保育所受入れとかというような受入れもありますので、そういう情勢の変化も加味しつつ、今後保育需要に応えていくような、特に低年齢、0歳、1歳、2歳の待機児童解消に努めていくというようなことでございます。

あと1点の質疑、29ページ、フクギ並木の件についてですが、景観に配慮した形で生涯

学習文化課と連携をして進めております。以上でございます。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 予算書29ページの10款5項2目、公民館費、10節の修繕料についてお答えします。議員からご確認のありましたとおり、公民館は開館しまして8年ないし9年目になっておりますので、経年劣化によるものと認識しております。以上です。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。資料2の15の学習支援についてですが、各小中学校へ既に学習支援員のほうは2名ずつ、計12名配置されております。さらに中学校におきましては、適応指導教室と自立支援教室のほうに1名ずつなので、中学校は2名、2名プラスになります。今回改めて、こちらの交付金のほうで各学校1名ずつ6名を追加するという予算を計上しておりますが、運用につきましては各学校、状況が異なりますので、それにつきましては各学校の校長先生方と相談しながらの運営になりますので、学校による運用になる部分が大きいと考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 資料のほうで少し説明してほしいんですが、これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と書いてあるんですが、その中にはこれまで町がやっている事業がありますよね。例えば9番の買物代行タクシーというのは、これまでたしかやっていたと思うんですけども、特に事業としてはひもつきというか、何に使いなさいということではなくて、何にでも使っていいというふうなコロナ対策の事業なのかどうか。その点、どうなのかということ。

もう一つは、交付金の額と一般財源の割合というのはどうなんですか。全部パーセントは一緒なのか。その辺、一括交付金みたいに8割補助とか、そのようになっているのかどうか。

もう一つは、例えば何割補助というふうになっているけれども、プラスアルファで町独自でくっつけたものがあるのかどうか。その点、お聞きします。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 9番の高齢者の買物支援事業については、これまで買物支援事業は実施しておりません。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお答えします。まず、南風原町に配分された交付金額が、資料2の一番下の合計額の1億3,790万4,000円、こちらのほうが配分された金額となっています。それを入れても事業費が1億6,597万円となりますので、町が2,801万8,000円をプラスして、拡大して事業を実施するということになっています。補助率は決まっておりません。ただ、町の一般財源、事業費から交付金を充当した金額がおおむね8割となっているということとなります。補助率が幾らではなくて、配分額が1億3,795万4,000円と定められた補助額となっております。以上です。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後4時15分）

再開（午後4時16分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 例えば14番、準要保護支援事業ということで、これまで教育部でやっていた事業なんですが、これは対象を拡充すると。新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が多く減ったということで対象を拡大した事業とか、いろいろこの中には計上してあります。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 後で委員会で報告してもらいたいんですが、そういうのがあるのかどうかを聞きたいのは、要するに1億3,700万円余の交付があって、おおむね2割ぐらいをくっつけて事業をやっているんですけれども、事業費があって、交付金がこれだけだから、例えば1億3,000万円で事業費が2億円、3億円だったら、残りはつけ加えるのかといったらそうじゃないと思うんです。大体おおむね8割ぐらいになるようにやったと思うんですけども。要するに国から来ているのは、これでやりなさいというふうになっているのか。幾つかくっつけてやりなさいと。一括交付金でも事業の8割というふうに来ているけれども、これはそうではないということですね。事業の予算があって、国から来ているから、足りない分はおおむねこれだけだったと。

先ほど、これまでやっていた事業を切り替えたというか、そのようにしたのかなと。買物代行タクシーはなかったということであれば、買物の補助とかそういうのはありましたよね。病院とか、ありませんでしたか。外出支援と言ったのかな。そういう事業があったはずなんです。今度のタクシーはお金がかかるわけですから、支援だったら自分たちの、それが全くお金がかかるないわけではないんだけど、支援だったのがそのように変わったと。これも以前あったような事業だと思うんですが、今度の交付金はこれまであった事業とか、そういうものにプラスしてやりなさいなのか、事業が切り替ると言ったらおかしいかな。補助の仕方。そういうもの、何にでもと言ったらちょっと語弊があるか。使ってい

いと、用途の幅の広いものなのか。それともひもつきだったのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 嘉君 同交付金は、おおむね今回の活用については単独事業となっております。目的は、感染症拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等、新型コロナウイルス感染症に關係して影響を受ける経済対策等に充てる事業となっておりまして、まず1番は総務部について説明します。これまでの継続なのか、新規なのかですね。まず1番、避難所等備蓄品購入事業、こちらのほうは災害対策の備蓄としては、国・県の補助を活用してやったことはありますが、今回は新型コロナウイルス感染症対策の観点から備品を購入するということで計画を立てています。これまでも補助事業を活用した備蓄事業はありました。これを新たにやるということ。

また、2番の公共施設等コロナ感染拡大防止事業というのは、こちらは庁舎内のコロナ対策、消毒液、マスク等の対策を講ずる事業であります。これまで庁舎管理事業としてやっていたものを、コロナに特化して新たに展開をする事業となっております。総務部は以上です。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは資料2の部分につきまして、民生部に係る部分を説明いたします。まずナンバー3番ですね、子育て世帯支援活動事業につきましては、保育料の減免分についての補?ということで、これは今回初の取組でございます。

4番目、ひとり親世帯に対する生活支援補助事業ということで、これは児童扶養手当受給世帯への1人当たり1万円の給付ということで、これも今回のコロナウイルス関連での初の取組になります。

5番目、健診時感染拡大防止事業、これまでも各種健診時においては当然マスク等、あるいは消毒液等がありますが、今回感染拡大防止の観点から、さらに需要がありますので、そういう部分で拡充するために今回この交付金を活用しております。

それから6番目の健康づくり支援事業、こちらは新生児の訪問等で取り組んでおりましたが、感染拡大防止の観点から訪問を控えた。それに代わる形での事業の取組方法。この交付金を活用して取り組むということになります。

7番目の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る高齢者の見守り・介護予防事業、こちら高齢者の見守り・介護予防事業という部分はこれまで実施しておりますが、今回高齢者の通いの場が休止になったり、外出機会がなくなったということで、高齢者の方の筋力低下等、そういう部分が進行するおそれがあるということで、新たに看護師1名を配置しまして積極的に訪問して予防、あるいは相談支援、そういう部分に取り組むという内容で、高齢者の介護予防事業等の拡充というふうになります。

8番目、遠隔手話通訳促進事業というもの、こちらは手話通訳者を配置しまして、聴覚障害者の方等のいろいろな支援をこれまでもやっておりますが、やはりコロナウイルスの

感染症対策という部分におきましては、いろいろな方法を取らなければならないと。遠隔での通訳とか、そういう部分が必要になったことから、この手法の拡充のための交付金の活用というふうになります。

9番目につきましては、これは高齢者が外出を自粛している中で買物の支援を代わりにやってくれる人がいない高齢者についての支援ということで、これは新しい取組でございます。議員がおっしゃっていました病院への支援というか、これは外出支援という部分で社協に委託してやっておりますので、その事業とは全く別の取組になります。民生部関連は以上でございます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 教育部のほうから読み上げます。先ほどありました準要保護の事業については総務部長が説明したとおり、これまでもやっておりましたが、コロナウイルスで世帯の収入が減少した世帯に対して、拡充しようという形のものでございます。

15番のほうについては、これまでも学習支援員はございます。ですが、今回3月、4月、5月ということで学校が休業になったために、子供たちが学校に行く時間が非常に削られてしまいました。その学習の機会を充実させるためにその学習支援員をこちらのほうで追加して、それを補おうという、学習を支援しようというものでございます。それから15番のほうについては作業療法士という形でうたっていますが、これまでも特別支援員という形でいろいろ派遣はしているんですけども、今回のコロナウイルスの関係で児童生徒も学校の環境に慣れる、それから学習の場に慣れるということに時間がかかる生徒たち、それから先生たちも含めて、その作業療法士を派遣して、学習支援員だけではなくて作業療法士も含めた対策を取ることでの事業でございます。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 それでは経済建設部のほうの説明をいたします。10番の地域産業応援事業でございますが、このように起業5年以下の業者に対して10万円の給付というような事業はございません。

それから11番の地域消費促進事業でございますが、議員からもございましたように、似たような事業としてはプレミアム商品券とかそういうのはございました。ただ、こういう感染症に関わっての事業はないと考えております。

12番、失業者雇用推進事業でございますが、似たようなものとしては、すぐやる班の作業員の雇用というのをやってございますけれども、このように感染症等で先に雇い止めになった人というのはございません。

13番ですね、雇用調整助成金等の申請費用支援事業ですが、このように申請の一部を補助するという事業はこれまでございません。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 どうもありがとうございました。いろいろと説明してもらいました。それで例えれば10番の10万円とか、そういうのはそれっきりだと思うんですが、国からまた来ない限りは。そのほかいろいろあるんですが、これは予算が切れたらもう終わりということですか。私は一般質問でも出してあるんですが、避難所の備品等、マスクや消毒液というのは、多分これまでやってきていないと思うんです。そういうのは備品としてずっと続けるべきだと思うし、そういうものもあるんですが、今回16事業あるんですけれども、この予算が終わったらもう終わりということなんでしょうか。中にはいろいろあると思います。例えば先ほども言ったようにマスクや消毒液の問題、これは予算が切れたから打ち止めとかということではまずいと思います。例えば役場のところでも学校でもこれは続けないといけないし、そういうものもそれなりに継続していかなければならない問題だと私は思うんですけれども、その辺はどのように皆さん方は捉えていますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 今回補正予算で計上しておりますのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業事業計画に基づいた予算を計上しております。これはあくまでもこの交付金を活用した事業であり、今後関連する事業の継続については、その都度、また今後、必要性を検討して、中止ということについては今後検討していくものと考えております。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。短めにお願いします。

○13番 大城 肇君 短く行きます。まず歳入、国からの1億3,700万円のお金は、支出について、もちろん事業ですから国との調整があったのか。要するに、国の了解がないとこういう事業はできないのかというのが一つ。

そして、別の機会にも言いましたが、16項目のメニューが出ていますけれども、遅かったのではないか。よその町村ではもっと早く対応したところもあります。つまり、この財源が確定するのと、今具体的に提案されるものとの時間的な差がどの程度あったのか。他の市町村は、先ほど言いました5月20日時点のまとめで結構出ていました。私たちはなぜこうなったのか。これを聞かせてください。こういうのは委員会で言っても、もう担当レベルではないと思いますので、そこを聞かせてください。

それから交代して勤務をやっていますが、今はどうなっているか分かりませんが、職員の交代制勤務、町政一般報告がありました。あれはどう反映しているのかというのもあります、その根拠はどこにあるか。職員を守るというのはもちろん分かります。町民も守らないといけない。ただ、根拠はどこにあるのか。それを教えてください。

それから私、前回の定例会の一般質問で、臨時の休校で給食納入業者に影響はないかと聞いたところ、影響はありませんという答弁でした。ところが今回、その影響が出たということで学校給食会に補償するという提案が出ています。なぜ学校給食会なのか。ほかの納入業者にはしないのか。そもそもないのか。納入業者は学校給食会だけなのか。これは果たして公正公平なのか、大変疑問ですので、これについては是非お答えください。とり

あえず、以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは臨時交付金の交付決定、許可がないと事業はできないのかについて説明いたします。まず地方創生臨時交付金は、国からの交付金であることから、国の交付決定を必要とします。交付決定を得たものが補助事業としてできますが、ただ他の事業と違つて、本来国の補助事業については交付決定を受けた日以降に実施する事業と限定されておりますが、この事業については4月1日以降に実施した事業であつても遡って対象とすることができると。ただし、交付決定を受けた事業ということになっております。

また、なぜ今頃なのかということがあります、先ほどの専決処分の予算でも説明しましたが、今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、一番は全町民に10万円をいち早く給付するのが最優先だと。どの事業よりも優先されるということを心がけて事業を実施しました。企画財政課職員、昼夜を問わず作業を行い、現段階でおおむね今週で8割を超える給付ができるところまで来ております。これを最優先として専決を行いました。その後、この交付金も早めにしたかったんですが、交付額が決まったのが5月のゴールデンウィーク明けですね。そのときに来まして、事業規模が大体決まって、事業計画を精査して、かなりの額が来ていました。この精査する時間がかかったこと。また、専決して、特別定額給付金を急いで上げることは専決したので、それ以外は議会に図って事業計画をしていきたいと。マスコミ等の報道では、我々の事業計画は地域産業、また家庭の生活を支える事業を検討中と具体的にしておりました。しかし、議会への提案をせずにマスコミ等の報道はいかがなものかということで控えておりました。その時点でおおむね決まっておりましたが、議会に提案するまでは報じなかったということが現状であります、全職員最善を尽くして、今議会での提案となっていることは理解していただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 学校給食会のほうが業者の方の補?分を取りまとめて補助を出すということになっています。野菜等、いろいろなものをこれから精査して、委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 本日の会議時間は、議事日程の進行の都合により、あらかじめ延長いたします。13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 ありがとうございます。一つ、答えていただいていないのがあったね。これは後でくださいね。交代制勤務の根拠、私返事を聞いていないで、もう一回お願ひします。後でね。

そして、決して役場が他の町村に比べて遅いということを申し上げているつもりはあり

ません。10万円の特別定額給付金ですか、これを優先したというのは、それはそれで別に何ら非難するものでも何もないし、そのことは決して誤解なさらないでください。役場の皆さんの頑張りは、いささかもそれを論ずるつもりはありません。けれども結果としては、報道が間違っていたということなら、それはそれでそうおっしゃっていただければいいので、ただ臨時会を開いてでも。あるいは10万円のことと、それは担当課はこれも含めて取りまとめは企画財政課だという事情があるかもしれませんけれども。これは分かりませんが、各課からもちろん出してもらって、金額ははっきり分からなければども、情報があるから各課、検討しておいてくださいという指示というのか、そういうのがあったというのを聞いています。先ほどあったように、借金をしてでもそれに相当する額を確保して事業を進めて、そして国から入った後にそれをまたお返しすると。一時借入金、あれも限度額は当然ありますが、そういう手法など町民の要望に応じて、特に今回のこのような異常事態に関して、そういう手法は取れなかつたのか。よその町村はどうしていたか、これは私も分かりません。議会を開いたのか、あるいはおっしゃるように議会は後だけれどもマスコミに発表したのか分かりませんが、10万円の支給を優先したからこれは後になりましたというのをちょっと説明が違うのではないかと私は思うんです。皆さん方は、各課から提案をいっぱい見せてもらったんじやないかと。16事業にまとめられていますが、その辺では今の説明、こういう場ですので、言葉足らずな面が仮にあれば、また委員会で説明をいただきたいと思います。

国との関係でそういうことだというのは了解しました。

それから学校給食については、学校給食会が取りまとめて、例えば前回の定例会ではパンの例を出しましたね。給食のパン。あのときにも影響はありませんという答弁だったんです。じゃあ、あの答弁は何だったのかということなんですね。影響はあつたじやないですか。それをありませんというのはおかしですよ。それを今回、この予算を活用して補償するというのは、それは当然と言えば当然。ありがたいし、あるべきだろうと思いますが、あの答弁は改めて訂正しないと整合性が取れないと私は思います。あと、詳しいのはどの範囲、どういうリストができるのか。その計算方法はどうなのかというのは、また委員会で議論しますけれども。

再質疑は答弁いただいていなかつた交代制についてね。どうぞお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 地方創生臨時交付金の事業については、今定例会議決後、速やかに町民に細かく行き届けられるよう、迅速に全力で推進していきたいと考えております。

また、コロナウイルス対策の勤務の交代制出勤については、予算とは関係ありませんが、質疑がありましたのでお答えいたします。沖縄県緊急事態宣言が出されました。沖縄県5分の1アクションによる外出を控えるという発令を受けて、これを踏まえ、これなどを総合的に判断して、町民への感染防止、職員への感染防止のために実施をしております。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後4時42分）

再開（午後4時43分）

○議長 知念富信君 再開します。進行しましょうね。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後4時43分）

再開（午後4時52分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第22. 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第22. 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和2年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億640万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第41号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明いたします。今回の補正は、傷病手当金を支給することに伴うものであります、歳入歳出をそれぞれ18万2,000円追加し、補正後

の国民健康保険特別会計予算額は41億640万2,000円となります。

それでは歳入について説明します。6ページをお願いします。5款2項2目. 保険給付費等交付金18万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する特別調整交付金の計上です。

引き続き、歳出についてでございます。7ページをお願いします。2款6項1目. 傷病手当金18万2,000円の増は、歳入6ページで説明しました傷病手当金18万2,000円の計上でございます。以上が令2元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第23. 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第23. 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和2年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,530万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 概要説明の前に、全員協議会において後期高齢者医療特別会計補正予算の予算書の配付が間に合わなかったため、後日の配付となりました。大変申し訳ございませんでした。それでは議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明いたします。今回の補正は、過誤納保険料を還付することに伴うもので、歳入・歳出それぞれ99万7,000円を追加し、補正後の後期高

齢者医療特別会計予算額は、3億1,530万2,000円となります。

まず、歳入についてご説明します。6ページをお願いします。5款2項1目、保険料還付金99万7,000円の増は、令和元年度後期高齢者医療過誤納保険料の還付に対する沖縄県後期高齢者医療広域連合からの交付金の計上となります。

次に、歳出についてご説明します。7ページです。3款1項1目、保険料還付金99万7,000円の増は、歳入6ページでご説明しました過誤納保険料還付金99万7,000円の計上であります。以上が、令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第24. 議案第43号 町道の路線の認定について

○議長 知念富信君 日程第24. 議案第43号 町道の路線の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第43号 町道の路線の認定について 次のように道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。認定する路線。路線名 町道290号線、起点 南風原町字照屋42番、終点 南風原町字津嘉山584番。延長が2,240メートル、幅員9メートル。提案理由としまして、県道128号線を移管するにあたり、町道290号線として認定をする必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第43号 町道の路線の認定について説明いたします。津嘉山北土地区画整理に伴い、県道128号線を再編し、町道290号線として管理する必要があるため、町道の認定を行うものです。

町道の路線の認定位置図をご覧ください。新たに町道290号線として認定する道路は、起点、照屋交差点から西に現県道を津嘉山北土地区画整理区域まで行き、整備中の本部公園線を通り津嘉山西線との交差点を南に折れ、津嘉山交差点を終点とします。本路線は、町道と県道の重複認定をし、区画整理区域内を町が管理します。区画整理区域外について

は、今後県が未買収用地の解決に向けた取組や修繕等を行った後、県と町が協議の上、段階的に県から町へ移管区域の拡大をしていきます。以上で議案第43号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 町道の路線の認定については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第25. 議案第44号 町道の路線の変更について

○議長 知念富信君 日程第25. 議案第43号 町道の路線の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第44号 町道の路線の変更について 次のように道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき町道の路線を変更することについて、同条第3項について準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求める。提案理由としまして、南風原バイパス側道部の供用開始に伴い、町道の路線整理を行う必要があり提案をいたします。

変更する路線。まず町道12号線、起点は旧、字新川131番、新、同じく新川137番7。終点は、新川63番から変更はありません。旧、新、63番。延長は旧、352.4メートルから新、135.1メートルに、幅員、旧、12メートルから24メートルが、新しく9メートルから9.5メートルに217.3メートルの減となります。次に町道36号線、旧が字宮城378番、新も同じく字宮城378番。終点が旧、字宮平366番2、新が字宮平354番2。延長が440.5メートルから、新しく360.5メートルに変わります。幅員は旧が3.5メートルから9.5メートル、新しく3.5メートルから15.6メートルに変わります。80メートルの減であります。次に町道38号線、旧が字宮平415番2から、新しく字宮平417番7に、終点が字大名298番。これは旧、新、変わりません。延長が旧、479.2メートルから、新しく428.7メートルに、幅員は旧が3.5メートルから6メートル、新しく3.5メートルから7メートルに変わります。50.5メートルの減となります。次に町道170号線、旧が字大名371番1から、新しく字宮平393番1に、そして終点が字大名349番1、これは旧、新とも一緒であります。変更はありません。延長は旧408メートルから、新しく377メートルに、幅員は旧が5メートルから6.5メートル。これが新しく5メートルから11.2メートルに変わります。31メートルの減であります。次に町道235号線、旧は字宮平348番25、新も一緒であります。字宮平348番25。終点は旧が字宮平430番の9から、新しく字宮平430番3に変わります。延長は旧が610メートル、新

が605メートル、幅員は旧が6メートル、そして新が6メートルから7メートルに変わります。5メートルの減です。次に町道239号線、旧は宇宮平386番12から、新も変わらず386番12、一緒であります。終点は旧が宇宮平430番27から、新が宇宮平430番54に変わります。延長は旧が381メートルから、新が286メートル、幅員は旧が5メートルから6メートル、新は6メートルから6メートル、95メートルの減であります。詳細については、また担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第44号 町道の路線の変更について説明いたします。町道の路線の変更位置図をご覧ください。提案の町道6路線については、南風原バイパスの整備に伴い、町道の機能を喪失した部分と国道と重複する部分があり、町道から減ずる必要があるため提案します。町道12号線については、起点付近において国道と重複することから、起点を変更します。町道36号線、町道235号線、町道239号線については、終点付近において機能を喪失しており、終点の変更を行います。町道38号線と町道170号線については、起点付近において機能を喪失しており、起点を変更します。以上で議案第44号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号 町道の路線の変更については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第26. 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○議長 知念富信君 日程第26. 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案をいたします。詳細については、担当

のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて説明いたします。まず、提案理由にあります那覇市との協議については、2ページの協議書（案）のとおり予定しております。

3ページの位置図をご覧ください。当該協議箇所については、南風原高校西側にある国場川沿いの土地で、本町が行う津嘉山北土地区画整理事業と那覇市との境界に接している那覇市上間339番2ほか6筆の地区となっています。当該箇所は、地形的に国場川方向から南風原高校正門の市道に向かって上り坂となっており、本地区の開発に際し、汚水処理を自然流下で那覇市の公共下水道に流すことは高さの関係から困難であることから、接道する土地区画整理事業道路に敷設された本町の公共下水道に自然流下で接続して使用したいとしております。そのため、那覇市の住民が本町の公共下水道を使用することについて那覇市と協議する必要があることから、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものであります。また、本地区の開発に当たり、接道する土地区画整理事業道路の交通安全向上のため、開発地区の一部に通行地役権を設定する覚書を南風原町と開発業者の間で交わしております。

お配りの議案第45号参考資料をご覧ください。資料の斜線部分がその部分で、道路用地として開発業者が確保・整備いたします。以上で議案第45号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。これは那覇市の住民が南風原町の下水道を使う場合のことですが、逆に南風原町の住民が那覇市とか与那原町とか、現状としてほかのところの下水道を使っていることもあるのかと。もしそれがあるとしたら、南風原町の住民が那覇市に払う下水道の使用料金もあるだろうと。より高い料金を払うのかと思ったりするんですが、それはいかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 南風原町の住民が那覇市の下水道を使うということであれば、同じような協議をします。今回は那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使いますので、南風原町の使用料に基づいて支払っていただくと。逆のパターンでありますと当然、那覇市の料金の規定のとおり、南風原町の住民が那覇市に公共下水道の使用料を払うということになります。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 今、南風原町が那覇市の下水道を使っているものに関しては、東新川の学校、開邦高校と環境の杜、あの辺について住宅が一、二軒ぐらいあったと思います。あと、新川のMr. KINJOさん、アパートですか。向こうはまだ来ていませんが、那覇市の下水道が来ているものですから、向こうも今、那覇市のほうに接続をしています。あと、南風原高校もまだうちのほうは来ていないものですから、那覇市のほうにつないでおります。あと、与那原町とかにはないです。主に那覇市のほうです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そのような現状があるということが分かりました。ありがとうございます。使用料金など、委員会で示していただければと思いますので、お願ひします。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後5時15分）